

【 分 野 】	【 所管局・室 】	【 協 定 の 相 手 方 】	【 協 定 の 概 要 】	ページ
帰宅困難者支援	災对本部室	(株)建設技術研究所九州支社	シーティーアイ福岡ビル1階会議室の開放	1
		(同)CBホールディングス	シティビル1階エントランスホールの開放	3
		西日本鉄道(株)	ソリアアラザビルゼファ広場の開放、食糧・飲料水等の供給	5
		九州旅客鉄道(株)	J R J P 博多ビル地下2階広場、地下2階防災備蓄倉庫の開放、食糧・飲料	7
		日本郵便(株)	水等の供給	
		日本郵便(株)	KITTE博多地下1階広場、地下3階防災備蓄倉庫の開放、食糧・飲料水等の	10
		福岡ソフトバンクホークス(株)	福岡ヤフオク!ドームの利用、避難者の受け入れ、支援物資の受け入れ	13
		福岡市経済観光文化局	福岡競艇場の利用、帰宅困難者の受け入れ、物資の集積、離島からの避難者の受け入れ	16
		国土交通省九州地方整備局	福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室の提供	18
		九州農政局福岡支局	九州農政局福岡支局第1会議室の提供、食糧・飲料水等の提供	20
		福岡財務支局	福岡合同庁舎本館1階ロビー、新館1階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	23
		長松山 光薫寺	光薫寺の広間等への帰宅困難者の一時受け入れ	26
		福岡第一法務総合庁舎管理庁福岡法務局	福岡第一法務総合庁舎4階大会議室への帰宅困難者の一時受け入れ	29
		紙与不動産(株)	紙与博多中央ビルエントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ	32
		三菱UFJ信託銀行(株)	近鉄博多ビル地下1階広場への帰宅困難者の一時受け入れ	35
		九州旅客鉄道(株)	ザ・プラザ博多ビルへ他都市からの応援職員及び要配慮者の受け入れ、帰宅困難者の一時受け入れ	38
		九州勧業(株)	九勸承天寺ビル1階エントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ	42
		ジーピーエム(株)	会議室等へ帰宅困難者の一時受け入れ	45
		三菱地所(株) 他	エントランスホール等へ帰宅困難者の一時受け入れ	48
		Tunagu(株)	徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供	51
		福岡地所(株)	天神ビジネスセンター1階アトリウム等への帰宅困難者の一時受け入れ	53
		(株)ジャパネットホールディングス	天神地下街地下1階広場等への帰宅困難者の一時受け入れ	56
		福岡地下街開発(株)	博多イーステラス1階エントランスホール等への帰宅困難者の一時受け入れ	59
		三井住友信託銀行(株)	エビル・エビルウイング1～4階共用部等への帰宅困難者の一時受け入れ	63
		(有)キューベックス	コンフォートホテル1階ロビー等への帰宅困難者の一時受け入れ	67
		(株)グリーンズ	福岡大名ガーデンシティ3階オフィスカイロビー等への帰宅困難者の一時受け入れ	70
		大名プロジェクト特定目的会社	(株)響園神社 延喜館 延喜館等への帰宅困難者の一時受け入れ	74
		(宗)響園神社	徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供	77
		(株)ルネサンス	コネクトスクエア博多1階エントランス等への帰宅困難者の一時受け入れ	79
		九州旅客鉄道(株) 他	福岡市地下鉄博多駅、天神駅及び天神南駅への帰宅困難者の一時受け入れ	84
		福岡市交通局	福岡商工会議所ビルへ3階会議室への帰宅困難者の一時受け入れ	86
		福岡商工会議所	博多駅前地下街(博多ステーションビル)への帰宅困難者の一時受け入れ	90
		(株)博多ステーションビル	ホテルフォルツァ博多駅前Ⅱ1階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	94
		(株)エフ・ジェイホテルズ	JR九州ホテル プラザ福岡1階ロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	98
		JR九州ホテル(株)	AUSPICE 福岡天神への帰宅困難者の一時受け入れ	103
		(株)アスコット	西鉄ホテルクルーム博多2階ホテルロビー、会議室への帰宅困難者の一時受け入れ	109
		(株)西鉄ホテルズ	ラウンドワン福岡天神店4階カラオケルーム等への帰宅困難者の一時受け入れ	113
		(株)ラウンドワンジャパン	ONE FUKUOKA BLDG.1階グランドロビー等への帰宅困難者の一時受け入れ	118
		西日本鉄道(株)	博多駅前地下街(福岡朝日ビル)への帰宅困難者の一時受け入れ	123
		(株)朝日新聞社	福岡市民ホールへの帰宅困難者の一時受け入れ	127
		(株)福岡カルチャーベース	徒歩帰宅者の一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供	134
		(株)スミホールディングス	ヒューリックスクエア福岡天神19階ホテルロビー/ラウンジへの帰宅困難者の一時受け入れ	136
		ヒューリック(株)	天神ブリッククロス北棟2階オフィスロビーへの帰宅困難者の一時受け入れ	143
		日本生命保険相互会社	天神住友生命FJ ビジネスセンター2階オフィスエントランスへの帰宅困難者の一時受け入れ	148
		住友生命保険相互会社	中央日土地博多駅前ビル1階エントランスホール、2階ラウンジへの帰宅困難者の一時受け入れ	153
		中央日本土地建物(株)	N.F.W.N.Q・サイマックス博多駅前1階エントランスへの帰宅困難者の一時受け入れ	160
		(株)SMBC信託銀行	西日本シティビル1階オフィスエントランスへの帰宅困難者の一時受け入れ	165
		特定目的会社Walk	・徒歩帰宅者の一時休憩所として、給油所における水道水及びトイレの提供	
	災对本部室 財政局	福岡県石油商業組合	・給油所において、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の避難場所に関する情報の提供	172
		福岡県石油協同組合	・緊急車両等への優先的な燃料供給	
		(社)福岡市危険物安全協会	・災害対策上重要な施設等への優先的な燃料供給	

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社建設技術研究所九州支社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者の受入れ

（2）帰宅困難者への乙が協力可能な範囲での食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市中央区大名二丁目4－12シーティアイ福岡ビル1階会議室，1階トイレ，その他乙が指定する場所とする。

3 甲は，帰宅困難者に対して，乙が施設を管理するうえで必要な乙の指示を遵守させるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，協力を要請する。

2 前項の規定による要請は，施設提供要請書（様式第1号）によるものとする。
ただし，施設提供要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに施設提供要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

2 乙は，前項による協力を実施する場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（1）第2条第1項第2号の経費

（2）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成23年 2月 9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区大名二丁目4-12シーティーアイ福岡ビル
株式会社建設技術研究所 九州支社
取締役常務執行役員支社長 村田 和夫

災害時における施設等の提供協力に関する協定(CBホールディングス)

福岡市（以下「甲」という。）と合同会社C Bホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者の受入れ

（2）帰宅困難者への食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号シティ21ビル1階エントランスホール，その他施設管理者が指定する場所とする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，施設提供要請書（様式第1号以下「要請書」という。）により協力を要請する。

ただし，要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の営業に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

2 乙は，前項の業務を完了した場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（1）第2条第1項第2号の経費

（2）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成27年10月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高 島 宗 一 郎

乙 福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号
合同会社 CB ホールディングス
代表社員 谷 崎 眞 一

災害時における施設等の提供協力に関する協定(西日本鉄道)

福岡市（以下「甲」という。）及び西日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互扶助の精神に基づき、施設の提供協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生による鉄道または道路の遮断等のため、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙が所有する施設である西鉄ソラリアプラザビルゼファ広場（福岡市中央区天神二丁目2番43号）（以下「一時滞在施設」という。）を開放し、円滑な帰宅困難者の支援を行うため、甲乙の協力について必要な事項を定める。

(協力内容)

第2条 乙は、災害発生後、一時滞在施設の安全が確認された場合には、利用が可能な範囲で、甲が行う帰宅困難者対策に以下のとおり協力する。

(1) 帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ

(2) トイレ、冷暖房等の提供

(3) その他、乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布、交通機関の運行状況など帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 第1条に規定する一時滞在施設が利用できない場合は、乙が指定する場所を代替施設とすることができる。また、帰宅困難者の受入れは、床面積2㎡につき1人の収容を目安とする。

3 乙は、災害時に備え、物資の備蓄に努めるものとし、帰宅困難者を受け入れた際には、当該備蓄物資の提供を行う。

(要請の方法)

第3条 甲が乙に協力を要請するにあたっては、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後に文書を提出する。

2 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、または、西鉄福岡（天神）駅周辺が滞留者で混乱するなど、乙が周囲の状況から一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

(一時滞在施設の開設及び運営)

第4条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 一時滞在施設の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、一時滞在施設の開設及び運営を実施できない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

(報告)

第5条 乙は、本協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等

により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第6条 一時滞在施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費及び乙が提供した食糧、飲料水、物資にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づく食糧、飲料水、物資の提供については、甲の負担とする。

(一時滞在施設・備品の破損時等の対応)

第7条 第2条による一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求する。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上定める。ただし、地震等の自然災害により生じた破損等についてはこの限りではない。

(協力期間)

第8条 この協定に基づく協力期間は、災害発生日を含め最大3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。その間、甲乙いずれから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもってさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じる。

(協議)

第12条 この協定に関する疑義、またはこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長 倉富 純男

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州旅客鉄道、日本郵便)

福岡市（以下「甲」という。）、九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）及び日本郵便株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙及び丙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街8-1「JRJP博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50人とする。

- （1）JRJP博多ビル地下2階広場（100 m²）
- （2）JRJP博多ビル地下2階防災備蓄倉庫（10 m²以上）
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙及び丙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙

及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙及び丙が行う。

（報告）

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

（施設等の損害時等の対応）

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

（備蓄）

第9条 乙及び丙は、災害時の備蓄物資を地下2階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水 450 リットル(500 ミリリットル 900 本)、非常食 450 食分、毛布又はブランケット 50 人分、簡易トイレ 1 個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

3 乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

（有効期間）

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲、乙及び丙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙はこの協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(帰宅困難者に対する損害等の対応)

第 13 条 甲、乙及び丙は、災害時、甲、乙及び丙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲、乙及び丙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第 14 条 甲、乙及び丙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙及び丙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲、乙及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 15 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

(協定の正本)

第 16 条 この協定を証するため、正本 3 通を作成し、甲、乙、丙各 1 通を保管する。

平成 28 年 8 月 18 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦

丙 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

災害時における施設等の利用協力に関する協定(日本郵便)

福岡市（以下「甲」という。）及び日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が所有する施設等は、福岡市博多区博多駅中央街9-1「KITTE博多」内の次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大50人とする。

- (1) KITTE博多 地下1階広場（2箇所、各50㎡）
- (2) KITTE博多 地下3階防災備蓄倉庫（47㎡）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- (1) 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- (2) 簡易トイレ、冷暖房等の提供
- (3) 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- (4) その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。

なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下3階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水3,330リットル(500ミリリットル6,660本)、非常食3,330食分、毛布370人分、簡易トイレ4個の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協

議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(帰宅困難者に対する損害等の対応)

第13条 甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲及び丙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第15条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第16条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年8月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦男

大規模災害発生時における福岡ヤフオク！ドームの利用に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と福岡ソフトバンクホークス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における福岡ヤフオク！ドーム（以下「ドーム」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、ドームを避難所として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる施設及び設備（以下「施設等」という。）は、次の各号に掲げる範囲とする。

- 一 施設内のお客様エリア
- 二 駐車場
- 三 備蓄物資保管用スペース
- 四 前三号に掲げるほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、大規模災害発生時において、甲が「福岡市地域防災計画」に定める避難所等のみでは、帰宅困難者等の避難者（以下「避難者等」という。）または支援物資を受け入れることができない場合に、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

ただし、緊急に相当数の避難者等を受け入れる必要がある場合には、指定避難所等の開設状況にかかわらず、協力を要請することができる。

- 一 避難者等の一時受入れ
- 二 支援物資の一時受入れ
- 2 乙は、前項の要請が行われた場合、施設等の安全確認、催事等の利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 乙は、ドームにおけるイベント等の開催時に大規模災害が発生し、来場者が帰宅困難となった場合、甲に支援物資の提供等を要請することができる。
- 5 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第1項第1号における期間については、利用開始から3日以内
 - 二 前条第1項第2号における期間については、利用開始から30日以内
- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、避難者等を他の施設に移転させなければならない。
- その際、甲は、避難者等に対し、移転に必要な説明を行うとともに、乙と避難者等との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 前1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(運営責任)

第5条 甲は、施設等の利用にあたって、第3条第1項各号に係る運営責任を負う。

- 2 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(経費の負担)

第6条 甲は、施設等の利用にあたり、次の経費を負担する。

- 一 光熱水費（実費相当額）
 - 二 施設等の利用終了時の原状回復に要する費用
 - 三 き損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- 2 前項の規定により甲が負担する経費については、甲乙協議の上、決定する。

(備蓄)

第7条 乙は、ドーム内に大規模災害時の支援物資等を保管するため、備蓄物資保管用スペースの確保に努める。

- 2 備蓄物資保管用スペースには、甲乙協議の上、支援物資等の備蓄を行う。
- 3 甲が備蓄物資保管用スペースに備蓄する支援物資等は、ドームを含む市内での避難者等に使用する。

(有効期間)

第8条 本協定は、締結の日から平成30年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第9条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ定める。

(協定の正本)

第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成29年3月31日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区地行浜2丁目2番2号
福岡ソフトバンクホークス株式会社
代表取締役社長 後藤 芳光

覚 書

市民局長（以下「甲」という。）と経済観光文化局長（以下「乙」という。）は、乙が管理する福岡競艇場の利用に関する協議を行った結果、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、地震や風水害、原子力災害等大規模災害（以下「大規模災害」という。）発生時において、福岡競艇場（福岡市中央区那の津1丁目7番5号）の施設を避難所等として利用することに関しての確認を目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において大規模災害発生時に使用する施設は、以下各号に定める範囲とする。

なお、本条に定める施設以外の施設についても甲乙協議により、利用できるものとする。

- (1) スタンド棟
- (2) 前売棟
- (3) 外向発売所（通称『ペラボート福岡』）
- (4) 女性こどもルーム棟
- (5) 特別観覧施設（通称『ROKU』）
- (6) 駐車場
- (7) 競走水面

（施設利用要請の基準）

第3条 甲は、大規模災害発生時に次に掲げる事案が発生した場合、乙に対し施設の利用を要請する。

- (1) 公共交通機関が停止し、多数の帰宅困難者が発生した場合
- (2) 市内の離島から多数の避難者が発生した場合
- (3) 支援物資を集積する場所が必要となった場合
- (4) 前2号により、漁船等船舶の係留が必要となった場合
- (5) その他、甲が必要と認める場合

（施設の提供）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、施設を提供する。

（施設の運営）

第5条 施設の運営は、甲と乙が協力して行う。

（利用期間）

第6条 施設の利用期間は、施設利用開始の日から起算し、最大7日以内とする。ただし、甲乙協議により、引き続き施設の利用が可能であると判断した場合は、期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 施設を利用した場合には、甲は次の経費を負担する。

- (1) 光熱水費（実費相当額）
- (2) 施設をき損又は汚損した場合における復旧に要する費用
- (3) 施設の利用終了時の原状回復に要する費用
- (4) その他、施設の利用に乙が負担した費用

2 前項の経費の負担方法は、施設の利用終了後、甲乙で協議の上、決定する。

3 乙が負担した実費相当額について、甲は乙の請求に基づき速やかに支払う。

(有効期間)

第8条 本覚書は、締結の日から翌年3月31日まで有効とする。ただし、甲、乙いずれからも改定の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本覚書に関して疑義があるとき、又は本覚書に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

以上のとおり覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
市民局長 井上 るみ 印

乙 福岡市中央区天神1丁目8番1号
経済観光文化局長 重光 知明 印

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州地方整備局)

福岡市長（以下「甲」という。）と国土交通省九州地方整備局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第二合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は100人とする。

- （1）受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第4会議室
- （2）受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第5会議室
- （3）受入れ場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第6会議室
- （4）備蓄物資の保管場所 福岡第二合同庁舎内
- （5）前4号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）備蓄物資の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼す

ることができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料（100人×3食／日×3日分）、飲料水（100人×3ℓ／日×3日分）、毛布（100人×1枚／人）及び簡易トイレ（100人×7回／日×3日分）とし、賞味・消費期限が切れる分は計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年3月24日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎（公印）

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省 九州地方整備局長 鈴木 弘之（公印）

災害時における施設等の利用協力に関する協定(九州農政局福岡支局)

福岡市長（以下「甲」という。）と九州農政局地方参事官（福岡支局長）（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を、帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、九州農政局福岡支局（福岡市博多区住吉三丁目17番21号）とし、受入れ場所及び備蓄物資の保管場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は44人とする。

（1）受入れ場所 九州農政局福岡支局第1会議室

（2）備蓄物資の保管場所 九州農政局福岡支局第2会議室の一部

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

（1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ

（2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供

（3）備蓄物資の提供並びに乙が提供可能な食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の提供

（4）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供にかかる経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(396食)、飲料水(396リットル)、寝袋(44枚)及び簡易トイレ(132枚以上)とし、平成27年度から5年間を目途に九州農政局の調達計画に基づき、段階的に備蓄するものとする。

2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から平成29年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成28年3月31日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎 (印)

乙 福岡市博多区住吉三丁目17番21号
九州農政局地方参事官(福岡支局長)
林 淳一 (印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡合同庁舎管理庁 福岡財務支局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は350人とする。

- （1）受入れ場所 福岡合同庁舎本館 1階ロビー
地下食堂
- （2）受入れ場所 福岡合同庁舎新館 1階ロビー
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
 - （3）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転

させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

- 第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
 - 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

- 第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

- 第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

- 第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

- 第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

- 第10条 この協定は、締結の日から平成30年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 11 条 この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 12 条 この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 13 条 この協定を証するため，正本 2 通を作成し，甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 3 月 27 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目 11 番 1 号
合同庁舎管理庁
福岡財務支局長 森山 茂樹 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と長松山 光薫寺（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、光薫寺（福岡市博多区山王一丁目11番1号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は144人とする。

- （1）光薫寺1階 広間（131.67 m²）
- （2）光薫寺2階 多目的ホール（47.25 m²）、客殿（39.76 m²）、第二本堂（25.2 m²）
- （3）光薫寺3階 会議室（44.11 m²）
- （4）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、

第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名を予め指定し、それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第13条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成 30 年 5 月 29 日

- 甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎 (公印)
- 乙 福岡市博多区山王一丁目 11 番 1 号
長松山 光薫寺 小林 要慈 (公印)

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市長（以下「甲」という。）と福岡第一法務総合庁舎管理庁 福岡法務局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡第一法務総合庁舎（福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号）とし、受入場所は次のとおりとする。また、受入れ人数は64人とする。

- （1）受入れ場所 福岡第一法務総合庁舎 4階大会議室
- （2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者の施設等利用に関する次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）備蓄物資の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から2日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行う

とともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(連絡)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後、速やかに文書を送付する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供に要する経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入に伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(192食)、飲料水(500ミリペットボトル384本)、アルミブランケット(64枚)、エアマット(64枚)及び簡易トイレ(320枚)とする。

- 2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡

調整及び指示を行う連絡責任者の役職，氏名をあらかじめ指定し，それぞれお互いに通知する。

(有効期間)

第 11 条 この協定は，締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで有効とし，甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り，同一の内容をもって更に 1 年間継続更新し，以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき，改定すべき事由が生じたときは，甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において，甲乙は，誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義，又はこの協定に定めがない事項については，甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため，正本 2 通を作成し，甲乙各 1 通を保管する。

平成 30 年 5 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区舞鶴三丁目 5 番 25 号
福岡第一法務総合庁舎管理庁
福岡法務局長 鎌倉 克彦

災害時における施設の利用協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と紙与不動産株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡市博多区博多駅中央街7番21号「紙与博多中央ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大40人とする。

- （1）1階風除室，エントランスホール，E Vホール計80㎡
- （2）地下1階防災備蓄倉庫（10㎡以上）
- （3）1階男子トイレ1か所，女子トイレ1か所，みんなのトイレ1か所
- （4）前3号に掲げるもののほか，甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ，冷暖房等の提供
- （3）第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧，飲料水，毛布等の提供
- （4）その他帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮したうえで利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際甲は、帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に、延長することができる。その場合第3条第1項（3）は可能な範囲とする。

(開設及び運営)

- 第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について依頼することができる。
- 3 施設の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

(報告)

- 第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

- 第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

- 第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙が協議のうえ、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

- 第9条 乙は、災害時の帰宅困難者が使用する備蓄物資を、地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。
- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水400ℓ(500mlボトル800本)、非常食400食分、毛布又はブランケット45人分とする。乙は備蓄品が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。
- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

- 第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

- 第11条 この協定は、締結の日から平成31年3月31日まで有効とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協定の改定)

- 第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、

誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、博多駅中央街地区地区計画の変更について事前に協議を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議のうえ、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年9月12日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目12番14号
紙与不動産株式会社
代表取締役社長 渡邊 與之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（近鉄博多ビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号「近鉄博多ビル」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- （1） 近鉄博多ビル地下1階広場（100㎡）
- （2） 近鉄博多ビル地下1階防災備蓄倉庫（10㎡以上）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
- （3） 第9条第2号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水450リットル、非常食450食分、毛布又はブランケット50人分、簡易トイレ1個の備蓄を行うものとし、消費期限が切

れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙、各1通を保管する。

令和3年10月1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 不動産管理部長 岡本 泰典

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する福岡市博多区博多駅前二丁目8番12号「ザ・ブラッサム博多ビル」内の施設等の利用協力について必要な事項を定める。

（対象事項）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる事項を対象とする。

- （1）災害援助並びに災害復旧業務等に従事する他都市からの応援職員（以下「応援職員」という。）及び、被災した要配慮者（以下「要配慮者」という。）の受入れ
- （2）帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）の受入れ

（対象範囲）

第3条 前条第1項第1号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は乙の業務に支障のない範囲で可能な限りの人数とする。

（1）客室

（2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 前条第1項第2号の対象となる施設等は、次の各号に掲げる範囲とし、受入れ人数は最大40人とする。

（1）エントランスホール・エレベーターホール（45㎡）

（2）ロビー（35㎡以上）

（3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第4条 甲は、災害発生時において、第2条第1項第1号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

- （1）応援職員及び要配慮者への客室の提供
- （2）施設等のトイレ、浴場、冷暖房等の提供
- （3）毛布、タオル、館内着、アメニティ等のホテル備品の提供
- （4）その他、応援職員及び要配慮者に有益な情報等の提供

2 甲は、災害発生時において、第2条第1項第2号の事項に係る次の各号の利用協力を、乙に要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2）施設等のトイレ、冷暖房等の提供
- （3）第10条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4）その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

3 乙は、前2項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

4 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

- 5 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、本条第1項に係る要請及び回答は、甲と旅行業者が別途締結している「災害時における他都市からの応援職員等の宿泊し施設等の確保に関する協定書」（以下「宿泊施設協定」という。）に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
- 6 前条の規定について、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 7 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

- 第5条 前条第1項に係る利用期間は、乙の業務に支障のない範囲において、可能な限りの期間とする。
- 2 前条第2項に係る期間は、利用開始日から3日間以内とする。
 - 3 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
 - 4 本条第2項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

（開設及び運営）

- 第6条 乙は、災害時に速やかに協力態勢の確保に努めるとともに、第4条第1項及び第2項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。
- 2 第4条第1項に係る施設等の開設及び運営は、乙が行う。
 - 3 第4条第2項に係る施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
 - 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

（報告）

- 第7条 乙は、この協定に基づく協力を実施したときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、第4条第1項に係る報告は、宿泊施設協定に基づき、旅行業者を通じて行うものとする。
- 2 前項に規定について、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

（経費の負担）

- 第8条 第4条第1項に係る施設等の使用料は、当該ホテルにおける運営開始以降の各客室の最低料金とする。なお、応援職員の使用料は当該施設を使用したものが負担し、要配慮者の使用料は甲が負担する。
- 2 第4条第2項に係る施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第10条に規定する備蓄に係る経費は、乙の負担とする。ただし、甲からの要請に基づき、第10条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第9条 第4条第1項及び第2項の規定による応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者の受入れに伴い、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲及び乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

(備蓄)

第10条 乙は、災害時の備蓄物資を防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、食料、飲料水、毛布、簡易トイレとし、第3条第2項に規定する人数の3日分を下限とする。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲及び乙いずれから協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第13条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙はこの協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(損害等の対応)

第14条 甲及び乙は、災害時、甲及び乙の責めに帰さない事由により、応援職員、要配慮者並びに帰宅困難者に損害が生じた場合、賠償等の対応については、その責任と負担について都度協議を行うものとする。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、本協定の内容の機密を保持し、事前に相手方からの承諾を得ることなく、これらを第三者に開示・遺漏してはならない。ただし、乙が施設等の運営を委託する会社に対してはこの限りでない。

2 甲及び乙は、第三者へ開示を希望する場合は書面により申し出を行い、申し出を受けた者は書面にて必ず回答するものとする。

(疑義等に関する協議)

第16条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

(協定の正本)

第 17 条 この協定を証するため、正本 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保管する。

令和元年 9 月 25 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号

九州旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 青柳 俊彦

災害時における施設等の提供協力に関する協定（九勸承天寺通りビル）

福岡市（以下「甲」という。）及び九州勸業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前一丁目13番1号「九勸承天寺通りビル」内の次の各号に掲げる範囲とする。

- （1） 1階 エントランスホール・風除室（約70㎡）受け入れ人数22名
- （2） 1階外部 ピロティ（約140㎡）一時退避用・受け入れ人数48名
- （3） 地下1階防災備蓄倉庫（約35㎡以上）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
- （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
- （3） 第9条第2号に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
- （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。

4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。

5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時の備蓄物資を地下1階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水198リットル、非常食198食分、毛布22人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第14条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙、各1通を保管する。

令和2年4月16日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区店屋町8番24号
九州勸業株式会社
代表取締役社長 太田 禎郎

災害時における施設等の利用協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とジーピーエム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）のために、乙が所有する施設等を一時退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象となる施設等は、乙が所有する福岡県福岡市博多区東那珂1-4-3 ジーピーエム株式会社九州支店内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大50人とする。

- （1）3階会議室、女性更衣室、備蓄倉庫 計100㎡
- （2）3階男女共用トイレ、2階男子トイレ、2階女子トイレ
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において、帰宅困難者に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1）第2条に掲げる施設等への帰宅困難者の一時受け入れ
 - （2）第2条に掲げる施設等のトイレ、冷暖房、電気設備の提供
 - （3）第9条第2項に規定する備蓄物資及び乙が提供可能な食糧、飲料、毛布等の提供
 - （4）その他帰宅困難者に有益な情報等の提供
 - （5）第2条に掲げる施設の近隣に所在する避難所や帰宅困難者受入施設等へ、第9条に規定する備蓄品の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等及び周辺的安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は、甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限として、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないように、甲の責任において最大限の配慮を行う。
- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対して期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設等の運営及び業務に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため施設の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営について、依頼することができる。

3 施設の照明及び空調等の設備の維持管理は、乙が行う。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づく帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。但し、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の付帯設備の使用に係る光熱水費及び乙の職員にかかる人件費等の経費ならびに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。

但し、甲からの要請に基づき第9条に規定する備蓄品を提供した場合の補充に要する費用は、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る費用は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。但し、災害により生じた損害についてはこの限りでない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害時に帰宅困難者が使用する備蓄物資を、3階備蓄倉庫に保管するものとする。

2 備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は備蓄物資が消費期限切れとなる前に定期的な補充、入替を行う。

- (1) 水 450ℓ (500ml ボトル 900 本)
- (2) 簡易毛布 50 人分 (アルミブランケット)
- (3) 携帯トイレ 450 個 (凝固剤 10g 使用)
- (4) 非常食 50 人分 (450 食分)

3 乙が備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、それぞれ通知する。

(有効期限)

第11条 本協定は、締結の日から令和3年3月31日まで有効とする。但し、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り、同一の内容をもって、さらに1年間継続更新し、以降も同様とする。

(協定の改定)

第12条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1カ月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第13条 本協定に関する疑義、または本協定に定めがない事項については、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年5月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 兵庫県姫路市千代田町731番地1

ジーピーエム株式会社
代表取締役社長 有川裕之

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多深見パークビルディング）

福岡市（以下「甲」という。）、深見達之（以下、「乙」という。）及び三菱地所株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙及び丙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙及び丙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙及び丙の所有する施設等は、福岡市博多区博多駅前4丁目14番1号「博多深見パークビルディング」内の次の各号に掲げる範囲とする。

- （1） 1階エントランスホール・風除室（約36㎡）帰宅困難者を18名受け入れ
- （2） 2階広場（約140㎡）一時的な避難者を70名受け入れ
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙及び丙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙及び丙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条第1項第1号に定める受け入れ人数を上限とする）
 - （3） 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙及び丙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙及び丙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙及び丙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙及び丙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙及び丙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙及び丙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

(利用期間)

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙及び丙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙及び丙に対し期間の延長を要請し、乙及び丙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙及び丙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙及び丙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

2 災害時における施設等の開設及び運営は、甲と乙及び丙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙及び丙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

3 施設等の照明等の維持管理は、乙及び丙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙及び丙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙及び丙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙及び丙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙及び丙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙及び丙は、災害時の備蓄物資を2階倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、水120リットル、非常食180食分、毛布・

サバイバルシート 20 人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙及び丙が計画的に補充を行う。

3 乙及び丙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲、乙及び丙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、締結の日から令和 3 年 12 月 31 日まで有効とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲、乙及び丙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに 1 年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙及び丙は本協定の有効期間の 1 月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため、正本 3 通を作成し、甲、乙及び丙各 1 通を保管する。

令和 3 年 2 月 15 日

甲 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙
深見 達之

丙 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8 号
三菱地所株式会社
九州支店長 渡邊 眞幸

災害時における徒歩帰宅者等への支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及びT u n a g u株式会社（以下「乙」という。）は災害時における徒歩帰宅者等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市域内で地震等の災害（水害を除く。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、交通機関が途絶し、やむを得ず徒歩で帰宅する者又は停電等により電力の供給停止を受けた地域の住民に対して必要な支援を行うことにより、災害時における迅速かつ円滑な救援活動を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は事業所（福岡市早良区有田8丁目4番3号）内の安全性を十分に確認した上で支援を実施するものとする。

- （1） 乙の事業所において、徒歩帰宅者等に対し、一時的な休憩所として必要な空間、電力（乙に設置する非常用発電機により発電した電力を含む。以下同じ。）、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の事業所において、徒歩帰宅者等に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、当該要請内容に応じた支援を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 前条に規定する乙の事業所は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の破棄)

第7条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡県福岡市早良区小田部7丁目7番16号
T u n a g u株式会社
代表取締役 玉田 隆介

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神ビジネスセンター）

福岡市（以下「甲」という。）、福岡地所株式会社及び株式会社ジャパネットホールディングス（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙が所有する施設等を退避施設として利用する事について必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神一丁目10番20号「天神ビジネスセンター」内の次の各号に掲げる範囲とする。なお、次の第1号及び第2号に掲げる範囲については、別紙図面に示すとおりとする。

- （1） 1階アトリウム（約110㎡）最大受け入れ人数55名
- （2） 2階オフィスエントランス（約290㎡）最大受け入れ人数145名
- （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生後において、帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、次の各号について、乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2） 施設等のトイレ等の提供（第2条に定める最大受け入れ人数を上限とする）
 - （3） 第9条第2項に規定する備蓄物資並びに乙が提供可能な食糧、飲料水、毛布等の提供
 - （4） その他、帰宅困難者に有益な情報等の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から3日間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙

と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害発生時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害発生時における施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお、甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し、開設及び運営の実施について依頼することができる。

- 3 施設等の照明等の維持管理は、乙が行う。ただし、災害により施設等の照明等が毀損した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第9条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第9条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(備蓄)

第9条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下2階倉庫及び1階倉庫（これらの備蓄倉庫の位置は別紙図面に示すとおり。）に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、水1,800リットル、非常食600食分、毛布・サバイバルシート200人分の備蓄を行うものとし、消費期限が切れる分は乙が計画的に補充を行う。

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和4年9月30日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙からの協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

なお、協定解消を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

(協定の改定)

第12条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

なお、協定の改定を申し出る場合、天神明治通り地区地区計画について事前に協議を行う。

(地位の承継)

第13条 乙は、乙が所有する施設等を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区住吉一丁目2番25号
福岡地所株式会社
代表取締役 榎本 一郎

長崎県佐世保市日宇町2781
株式会社ジャパネットホールディングス
代表取締役 高田 旭人

災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神地下街）

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡地下街開発株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対して、乙が所有する施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害発生時において、乙の所有する施設等を帰宅困難者の退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象範囲となる乙の所有する施設等は、福岡市中央区天神2丁目地下1・2・3号「天神地下街」内の次の各号に掲げる範囲とし、受け入れ人数は最大1,650名とする。

- （1）別添1に示す地下1階の地下広場（約3,300㎡）
- （2）前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（協力要請）

第3条 甲は災害による帰宅困難者が発生したとき、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）施設等への帰宅困難者の一時受入れ
 - （2）施設等の水道水、トイレ、照明、及び空調等の提供
 - （3）施設等の自動販売機内の飲料水（約1,000本）の提供
- 2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についてもあわせて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、及び電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行う事ができないとき、又は乙が災害状況から施設の開設が必要と判断したときは、乙は、甲の要請を待たずに、本条第2項に記すとおり利用の可否を判断したうえで、帰宅困難者に施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、原則として利用開始日から24時間以内とする。

- 2 甲は、前項の期間内であっても、代替受け入れ施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させ

なければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが発生しないよう、甲の責任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

(開設及び運営)

第5条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設管理に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害時における退避施設の開設は、甲と乙が協力して行う。

- 3 災害時における退避施設の運営は甲が行う。なお、乙は、可能な範囲内において、甲の運営を側面的に支援する。

(報告)

第6条 本協定第3条第5項に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、乙は原則として文書により甲に報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により報告し、事後、速やかに文書を提出する。

(経費の負担)

第7条 第2条及び第3条第1項に定める施設等の使用料は無償とし、その附帯設備の使用に係る経費は、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受け入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期間)

第10条 本協定は、締結の日から令和4年3月31日まで有効とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解消の申し出が無い限り、同一の内容をもってさらに1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第11条 本協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の1か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、

甲乙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 12 条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

以上、本協定の締結を証するため、正本 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 1 1 月 1 0 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目 6 番 8 号
福岡地下街開発株式会社
代表取締役社長 三角 正文

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多イーストテラス）

福岡市（以下「甲」という。）と三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東1丁目18番33号「博多イーストテラス」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階エントランスホール（約110㎡）最大受け入れ人数50名
 - （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を1階倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 450L (1.5L ボトル×300 本)
- (2) 非常食 450 食 (50 人×3 回/日×3 日分)
- (3) 毛布 50 人分
- (4) 携帯トイレ (便袋) 600 セット (50 人×4 回/日×3 日分)
- (5) 敷物 (ビニールシート等)

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第19条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 8 月 1 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
支配人 森本 新吾

災害時における施設等の提供協力に関する協定（エフビル・エフビルウイング）

福岡市（以下「甲」という。）と有限会社キューベックス（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号「エフビル・エフビルウイング」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階ビル共用部（約117㎡）最大受け入れ人数20名
 - （2） 2～4階ビル共用部（約63㎡）最大受け入れ人数10名／階
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資をエフビル及びMFビル（福岡市博多区比恵町8番33号）の各倉庫等に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 450L（500mLボトル×300本、2Lボトル×150本）
- (2) 非常食 450食（50人×3回／日×3日分）
- (3) アルミブランケット 50人分
- (4) 簡易トイレ 750回分（50人×5回／日×3日分）
- (5) ブルーシート、ウェットティッシュ、手指消毒液等

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第19条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月16日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

有限会社キューベックス
代表取締役 藤嶋 正美

災害時における施設等の提供協力に関する協定（コンフォートホテル博多）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンズ（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号「コンフォートホテル博多」）のうち次に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階ロビースペース（103.9 m²） 最大受け入れ人数 40名
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

（支援内容）

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全

部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (4) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第12条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 13 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

(有効期限と見直し)

第 15 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第 16 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 17 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 三重県四日市市浜田町 5 番 3 号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長 村木 雄哉

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と大名プロジェクト特定目的会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙が所有する施設（福岡市中央区大名二丁目6番50号「福岡大名ガーデンシティ」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 3階オフィススカイロビー（約200㎡）最大受け入れ人数100名
 - （2） 3階カンファレンスラウンジ（約100㎡）最大受け入れ人数50名
 - （3） 4階ラウンジ、会議室4、5（約210㎡）最大受け入れ人数105名
 - （4） 4階VIP会議室（約90㎡）最大受け入れ人数45名
 - （5） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) 施設の自動販売機内の飲料水(900L分)の提供
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン(福岡市)」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなつたと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員(乙への協力者を含む。)が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した

者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下1階および14階倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

（1）水 1800L（2L ボトル×900 本）

（2）非常食 2700 食

（3）毛布 150 人分、サバイバルシート 150 人分

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第15条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

（有効期限と見直し）

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、乙は、乙及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「信託受託者（ホテル）」という。）の間の2023年3月31日付不動産管理処分信託契約書並びに乙及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「信託受託者（複合施設）」といい、信託受託者（ホテル）とあわせて「信託受託者」という。）の間の2021年9月22日付停止条件付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む）に基づき、提案施設（旧大名小学校跡地活用事業に関する事業契約書に定義する。）に係る区分所有権を各信託受託者に譲渡（以下「本信託譲渡」という。）する場合には、当該各信託受託者に対して、この協定に基づく乙の地位及び権利・義務を提案施設の共用部分等に係る各信託受託者の共有持分割合（以下「共有持分割合」という。）

に応じて承継させることができ、甲は当該各承継にこの協定の締結をもって承諾する。なお、本信託譲渡後は、各信託受託者が、この協定に基づく義務を共有持分割合に応じて履行し、この協定に関して資本的支出その他の費用の負担を要する場合には、信託受託者は共有持分割合に応じてそれを負担する。また、信託受託者は、第三者をして、この協定に基づく義務を履行させることができる。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 19 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目 13 番 2 号
大名プロジェクト特定目的会社
取締役 藤本 周二

災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と宗教法人警固神社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市中央区天神二丁目2番20号「警固神社社務所ビル」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 4階斎館 延喜（525㎡）最大受け入れ人数250名
 - （2） 5階斎館 嘉辰（525㎡）最大受け入れ人数250名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として1日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 第3条第1項に定める施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第12条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第13条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第15条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第16条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第17条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年12月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神二丁目2番20号
宗教法人警固神社
代表役員 前田 安文

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、福岡市内の店舗（福岡香椎クラブ・福岡西新クラブ・福岡大橋クラブ）内の安全性を十分に確認した上で支援を実施するものとする。

- （1） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 第2条に規定する乙の店舗は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(協定の破棄)

第7条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月21日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都墨田区両国二丁目10番14号
株式会社ルネサンス
代表取締役社長執行役員 岡本 利治

災害時における施設等の提供協力に関する協定（コネクトスクエア博多）

福岡市（以下「甲」という。）と九州旅客鉄道株式会社、福岡地所株式会社及び株式会社麻生（以下３社を総称して「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （２） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （３） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第３条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅東一丁目 17 番 1 号「コネクトスクエア博多」）のうち下記の区域（詳細は別紙に定める）について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （１） １階エントランス・廊下部分（約 86 ㎡） 最大受け入れ人数 43 名
 - （２） １階ピロティ部分（約 250 ㎡） ※車両、物資、テント設置などに利用
 - （３） 前２号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- ２ 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第４条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第１項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第５条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- ２ 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- ３ 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- ４ 受入期間は、原則として３日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下1階倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 387L (500mL ボトル×774 本)
- (2) 非常食 387 食 (43 人×3 回/日×3 日分)
- (3) 毛布 43 人分 (アルミブランケット)
- (4) 携帯トイレ (便袋) 645 セット (43 人×5 回/日×3 日分)
- (5) 敷物 (ビニールシート等)

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく書面にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第19条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月 15 日

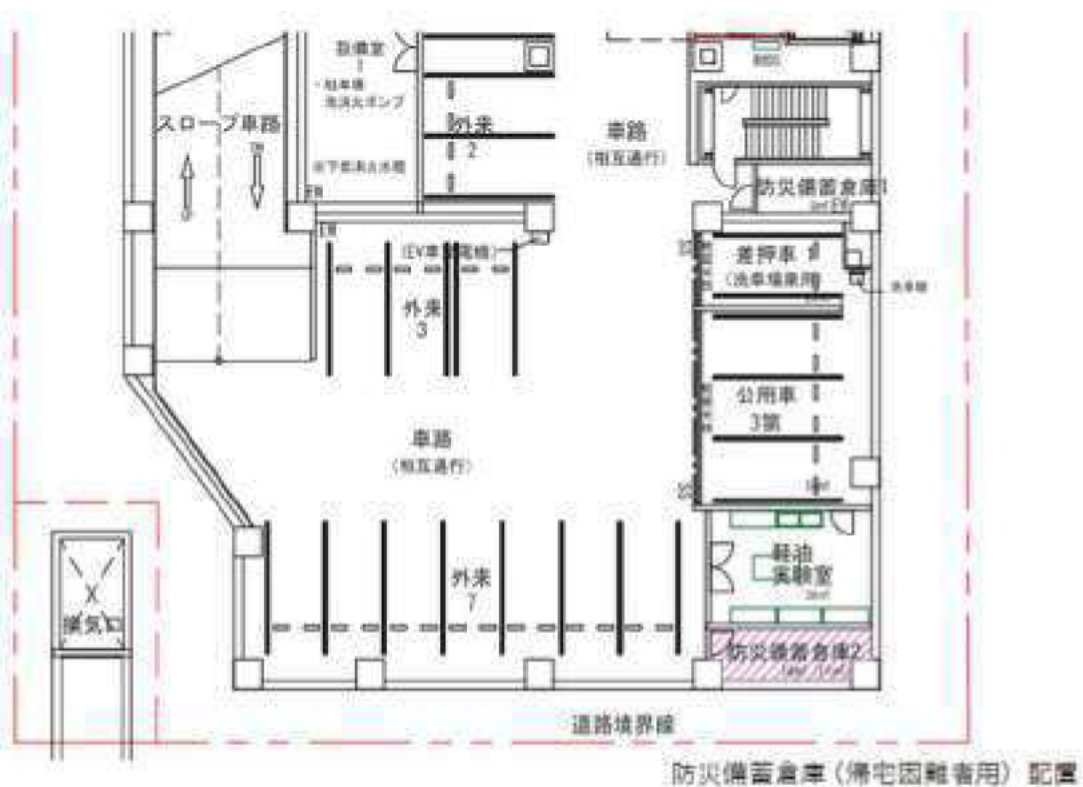
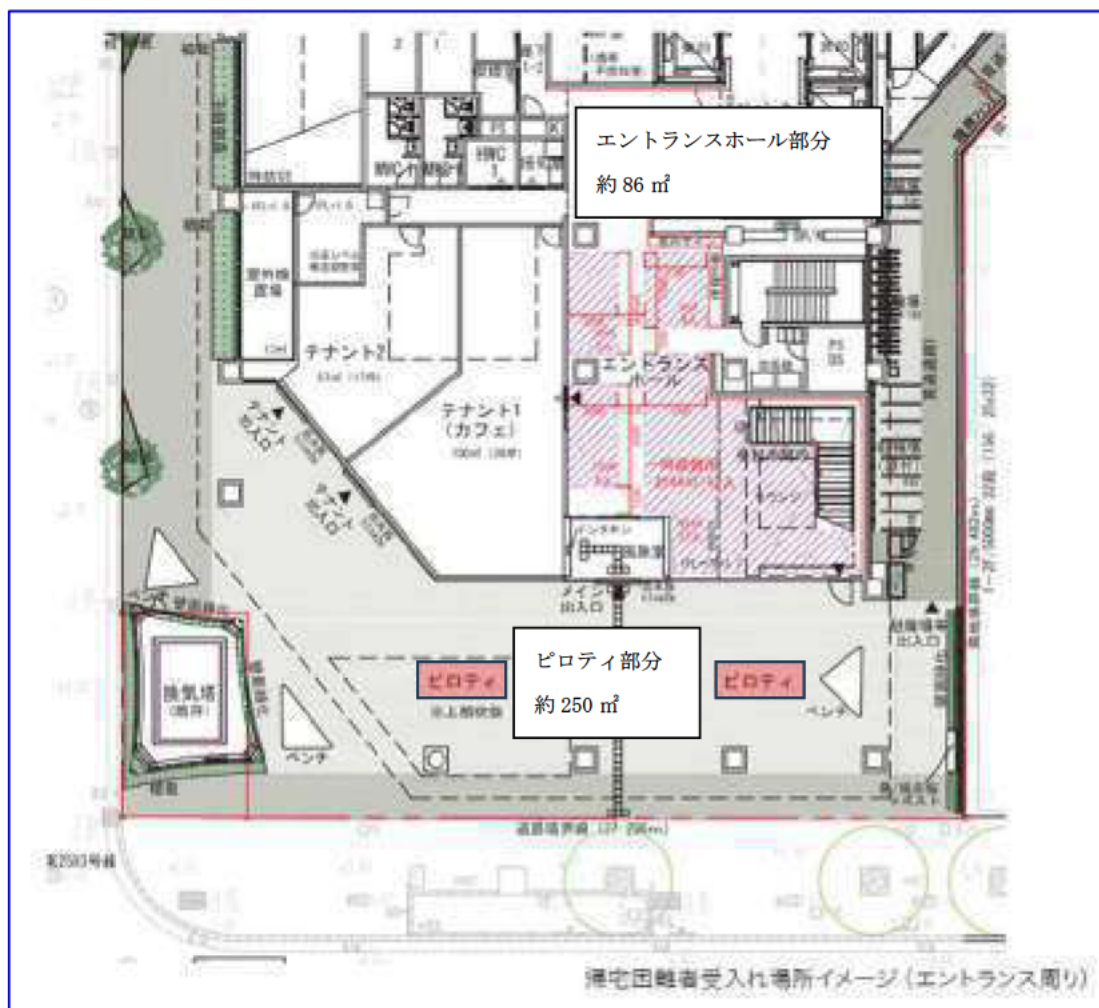
甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 古宮 洋二

福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
福岡地所株式会社
代表取締役 榎本 一郎

福岡県飯塚市芳雄町 2 番 18 号
株式会社麻生
代表取締役社長 麻生 巖

別紙



覚 書

市民局長（以下「甲」という。）と交通事業管理者（以下「乙」という。）は、乙が管理する福岡市地下鉄の利用に関する協議を行った結果、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により鉄道等公共交通機関が運行停止の状態になり、帰宅することが困難になったもの（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合において、乙が所有する施設を一時滞在施設として利用することに関しての確認を目的とする。

（対象施設）

第2条 この覚書において災害発生時に使用する施設は、以下各号に定める施設とし、乙が指定する範囲とする。

- （1）博多駅
- （2）天神駅
- （3）天神南駅

（協力要請）

第3条 甲は、災害による帰宅困難者が発生したとき、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

- （1）施設への帰宅困難者の受入
- （2）施設の水道水、トイレ、照明等の提供

2 乙は、前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、インフラの復旧状況、列車の運行状況等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。

（施設の運営）

第4条 施設の運営は、乙が主体的に行うものとし、甲はその運営に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設の利用期間は、施設利用開始日から起算し、最大24時間以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し、期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

2 前項の期間内であっても、地下鉄の運行再開が可能となった場合は、甲と協議のうえ、乙は受入の体制を随時縮小するものとする。

（物資）

第6条 帰宅困難者へ提供する飲料水、ブランケット等の物資については、必要に応じて甲から乙へ提供する。

（有効期限と見直し）

第7条 この覚書の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この覚書に関して疑義があるとき、又はこの覚書に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

以上のとおり覚書が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月15日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
市民局長 舟越 伸一

乙 福岡市中央区大名2丁目5番31号
交通事業管理者 小野田 勝則

災害時における施設等の提供協力に関する協定（福岡商工会議所ビル）

福岡市（以下「甲」という。）と福岡商工会議所（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号「福岡商工会議所ビル」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 3階305会議室（約35㎡）最大受け入れ人数12名
 - （2） 3階306会議室（約35㎡）最大受け入れ人数12名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 第3条第1項に定める施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第 12 条 乙は、少なくとも 1 年に 1 回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 13 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第 15 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第 16 条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 17 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

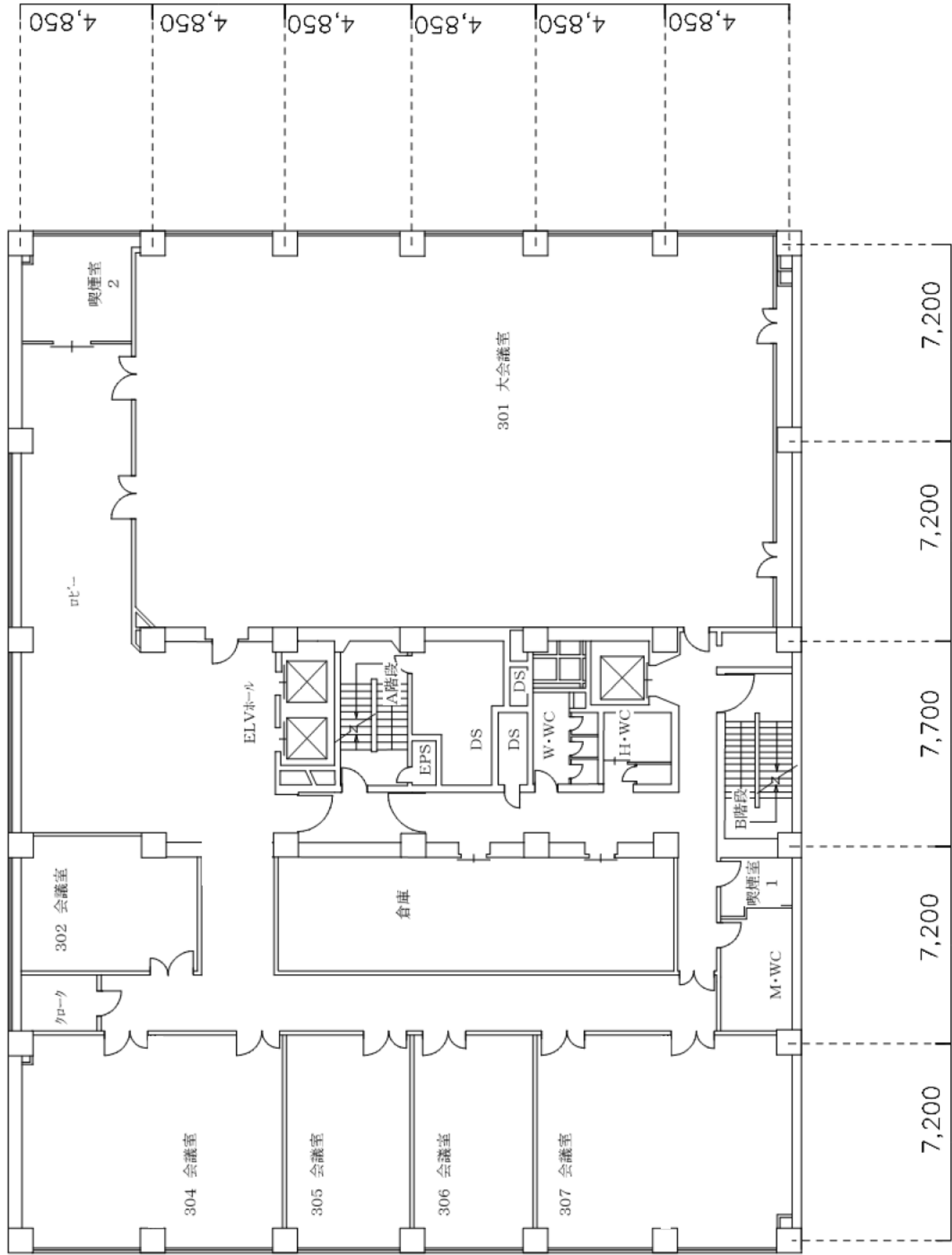
(協定の正本)

第 18 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 10 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前二丁目 9 番 28 号
福岡商工会議所
会頭 谷川 浩道



災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多駅地下街）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社博多ステーションビル（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅中央街1-1「博多駅地下街」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 地下1階（731 m²）最大受け入れ人数 360 名
 - （2） 前1号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第12条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第13条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第15条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第16条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第17条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

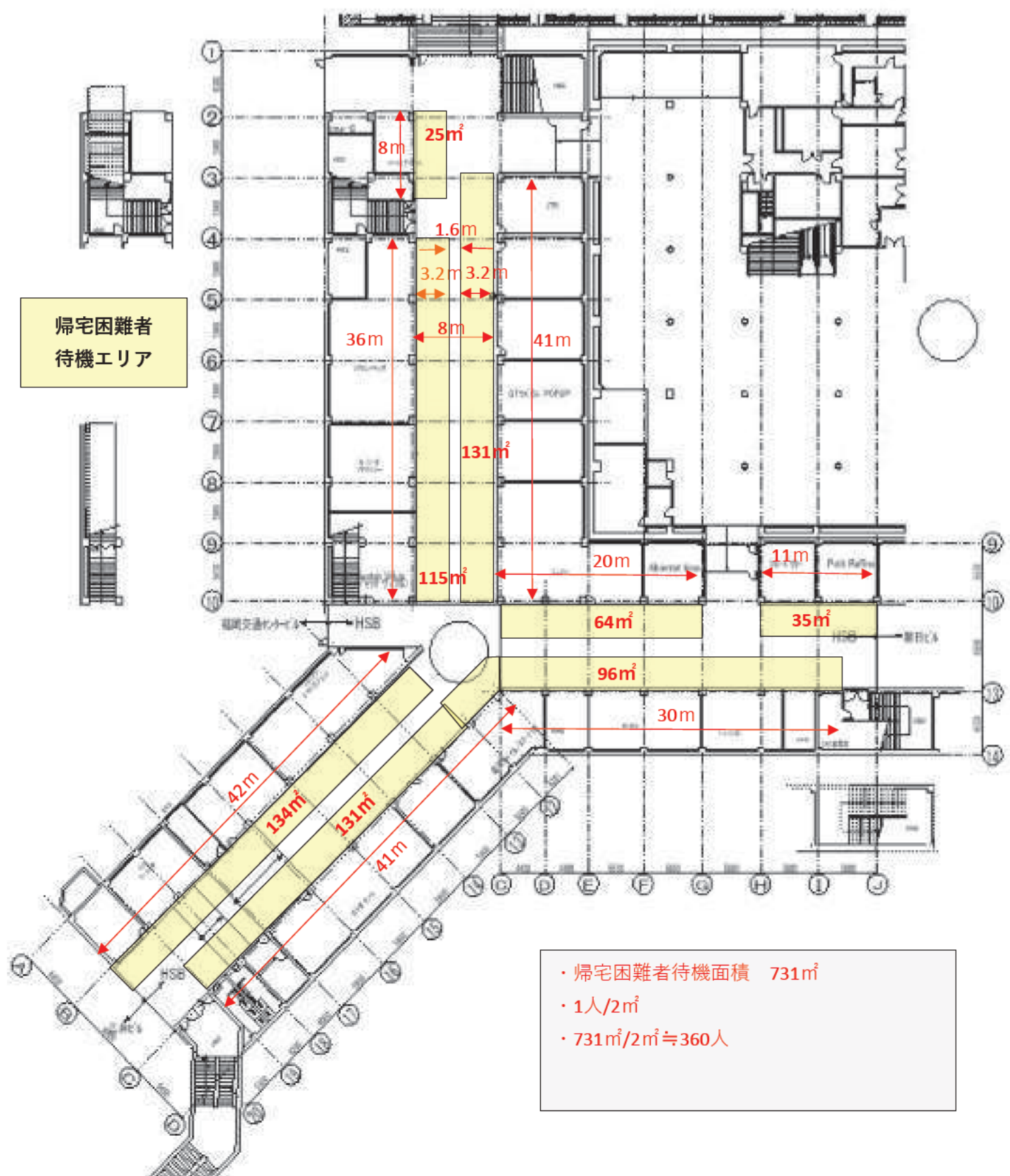
第18条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 5 月 31 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅中央街6-11
内田ビル2階
株式会社博多ステーションビル
代表取締役社長 関 信介

【別表】博多駅地下街帰宅困難者受入区域 図面



災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社エフ・ジェイ ホテルズ（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東1丁目13番3号「ホテルフォルツァ博多駅筑紫口Ⅱ」）のうち下記の区域（詳細は別紙に定める）について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階ロビー部分（約77㎡）最大受け入れ人数38名
 - （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第12条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第13条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第15条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第16条 乙は、乙が管理する施設の管理の権限を第三者に承継する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく書面にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第17条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

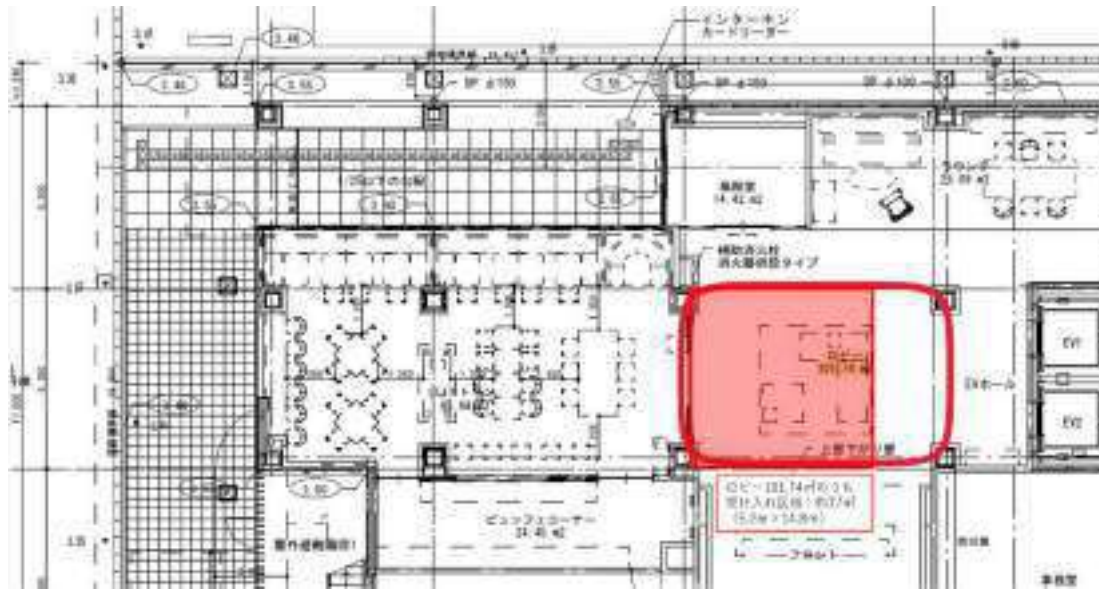
第18条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年5月31日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
株式会社エフ・ジェイ ホテルズ
代表取締役 中島 あゆみ

別紙



災害時における施設等の提供協力に関する協定（JR 九州ホテル ブラッサム福岡）

福岡市（以下「甲」という。）と JR 九州ホテルズ株式会社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （２） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市博多区博多駅東二丁目 2 番 4 号「JR 九州ホテル ブラッサム福岡」）のうち下記の区域（詳細は別紙に定める）について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （１） 1 階ロビー部分（約 20 m²）最大受け入れ人数 10 名程度
 - （２） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第 4 条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第 1 項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として最長 3 日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。ただし、自前での人員確保が困難な場合は、施設滞在者及び帰宅困難者へ協力を要請する。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。ただし、乙が帰宅困難者に対し、自己又はホテル宿泊者のための備蓄（飲料水、食料等）を提供した場合、その備蓄補充に要する経費については、災害救助法の適用がある場合に限り、甲が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が、損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

- 第12条 乙は、少なくとも1年に1回、防災に係る訓練を行い、一時滞在施設の開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

- 第13条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

- 第14条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。
- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

- 第15条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

- 第16条 乙は、乙が管理する施設の管理の権限を第三者に承継する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。
- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく書面にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

- 第17条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

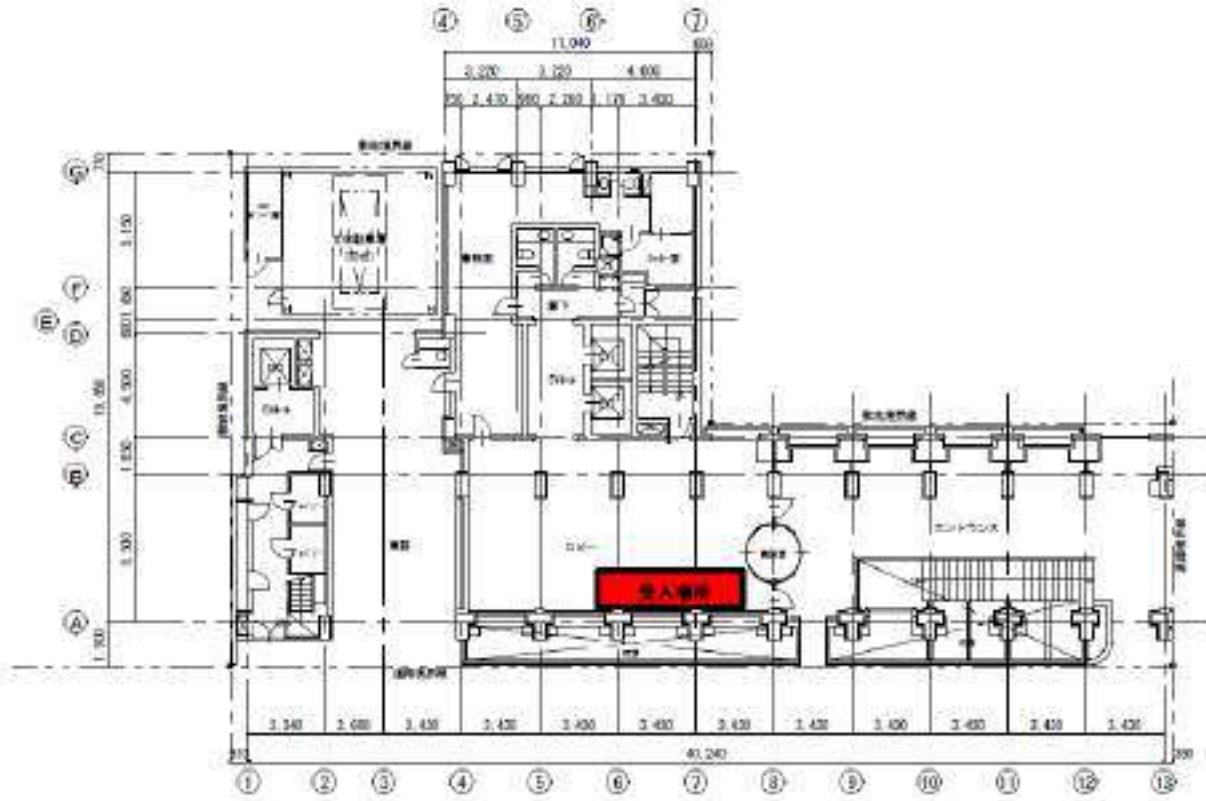
(協定の正本)

- 第18条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年9月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号
コネクトスクエア博多5階
JR九州ホテルズ株式会社
代表取締役社長 角谷英彦



1 階平面図 S=1:200

災害時における施設等の提供協力に関する協定（AUSPICE 福岡天神）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社アスコット（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神四丁目7番5号「AUSPICE 福岡天神」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階エントランス（約 15.5 m²）最大受け入れ人数 7 名
 - （2） 屋上階エレベーターホール（約 6.9 m²）最大受け入れ人数 3 名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を1階倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 90L (500mL ボトル×180 本)
- (2) 非常食 90 食 (10 人×3 回/日×3 日分)
- (3) 毛布 10 人分
- (4) 携帯トイレ (便袋) 10 セット (10 人×5 回/日×3 日分)
- (5) 敷物 (ビニールシート等)

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第19条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 11 月 15 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 3 0 号
Daiwa 青山 5 階
株式会社アスコット
代表取締役社長 中林 毅

災害時における施設等の提供協力に関する協定（西鉄ホテルクルーム博多）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社西鉄ホテルズ（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前一丁目17番6号「西鉄ホテルクルーム博多」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 2階ホテルロビー（約335㎡）、最大受け入れ人数165名
 - （2） 2階会議室（約69㎡）、最大受け入れ人数35名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。但し、乙が提供可能と判断した場合とする。
- (3) 施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第 12 条 乙は、少なくとも 1 年に 1 回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 13 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第 15 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

2 この協定の有効期限は最長 15 年間とする。

3 乙が第 3 条第 1 項に定める施設に設置する、コージェネレーション設備(型式：CP35D2Z-TNJG)が撤去又は有効期限満期まで運転を行わないこととなった場合は、乙は甲にその旨を申し入れ、この協定を解除できるものとする。

(地位の承継)

第 16 条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 17 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

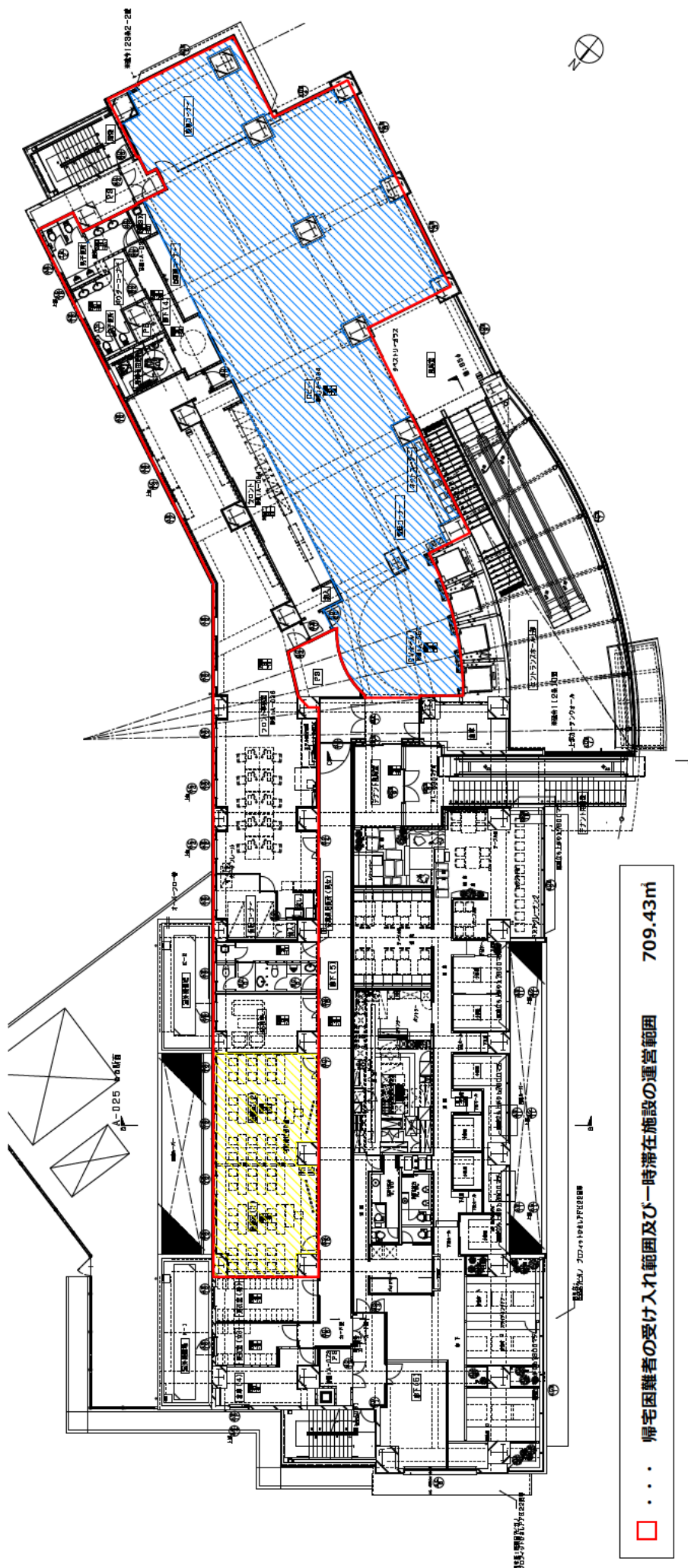
(協定の正本)

第 18 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 1 月 8 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区天神一丁目 1 6 番 1 号
株式会社西鉄ホテルズ
代表取締役 豊福 達也



709.43㎡

・・・ 帰宅困難者の受け入れ範囲及び一時滞在施設の運営範囲



帰宅困難者の受け入れ範囲

・・・ ロビー

335.23㎡

・・・ 会議室

69.23㎡

合計

404.46㎡

災害時における施設等の提供協力に関する協定（株式会社ラウンドワンジャパン）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設（福岡市中央区天神二丁目6番12号「ラウンドワン福岡天神店」）のうち次に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 4階カラオケルーム及び同フロア（約614㎡）最大受け入れ人数155名
 - （2） 5階から7階フロア（約128㎡）最大受け入れ人数、各階56名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として1日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が提供可能と判断した範囲で飲食物等を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなつたと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、飲食物等を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(連絡責任者)

第12条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第13条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第15条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 2月 14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪市中央区難波5丁目1番60号
なんばスカイオ23階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 川口 英嗣

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は次のとおりとする。

所在地 福岡市博多区半道橋二丁目2番8号

施設名 ラウンドワンスタジアム博多・半道橋店

（支援の内容）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。乙は、施設での支援が可能と判断したときに支援を行うものとする。

- （1） 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 第2条に規定する乙の店舗は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(協定の破棄)

第8条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定の効力は協定締結後1年間とし、この期間中に甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 対象施設は賃貸物件であることから、乙が貸借している期間中に限り本協定書は効力を有するものとし、賃貸人と乙の賃貸借契約が終了した際、この協定を終了する。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 2月 14日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪市中央区難波5丁目1番60号
なんばスカイオ23階
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 川口 英嗣

災害時における施設等の提供協力に関する協定（ONE FUKUOKA BLDG.）

福岡市（以下「甲」という。）と西日本鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG.）のうち別紙に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階グランドロビー（約100㎡）最大受け入れ人数50名
 - （2） 1階グランドアベニュー（約200㎡）最大受け入れ人数100名
 - （3） 6階 ONE FUKUOKA CONFERENCE HALL
 - 大ホール（約320㎡）最大受入人数160名
 - 中ホール①（約140㎡）最大受入人数70名
 - 中ホール②（約70㎡）最大受入人数35名
 - 中ホール③（約70㎡）最大受入人数35名
 - ホワイエ（約210㎡）最大受入人数105名
 - （4） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第 11 条 甲は、第 6 条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第 6 条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第 12 条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下 3 階および地下 1 階の倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

(1) 水 4,995L (555 人×3L×3 日分) ※1 人あたり 1 日 3L×3 日分

(2) 非常食 4,995 食 (555 人×3 回/日×3 日分)

(3) 毛布 555 人分

(4) ビニールシート

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第 13 条 乙は、少なくとも 1 年に 1 回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 14 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 15 条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第 16 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第 17 条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

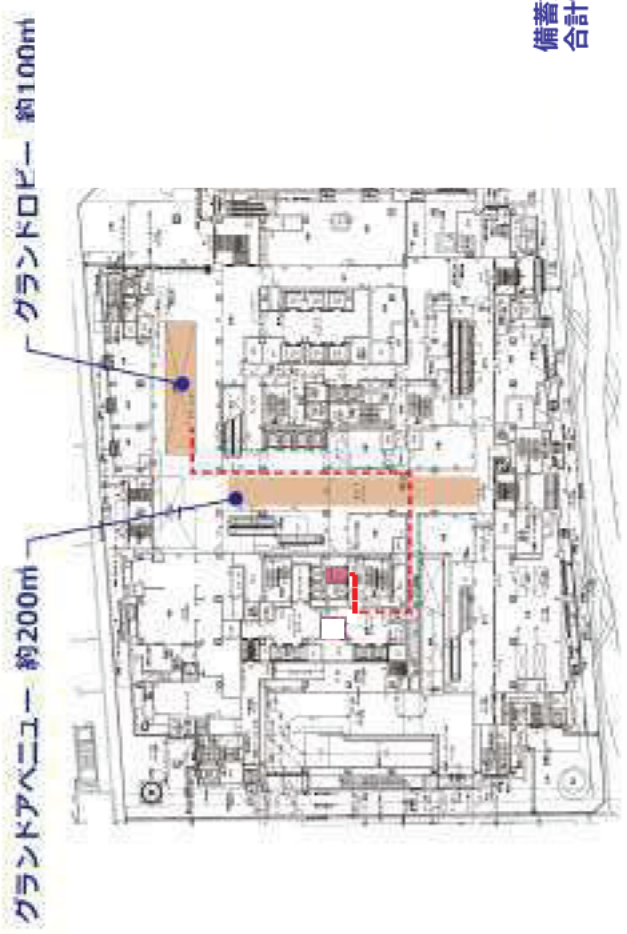
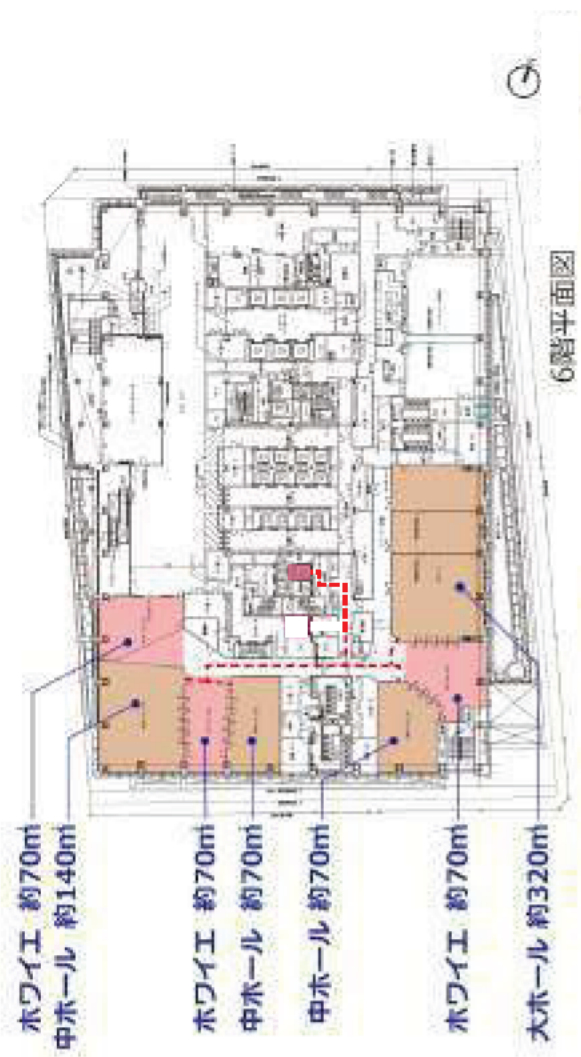
第 19 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 17 日

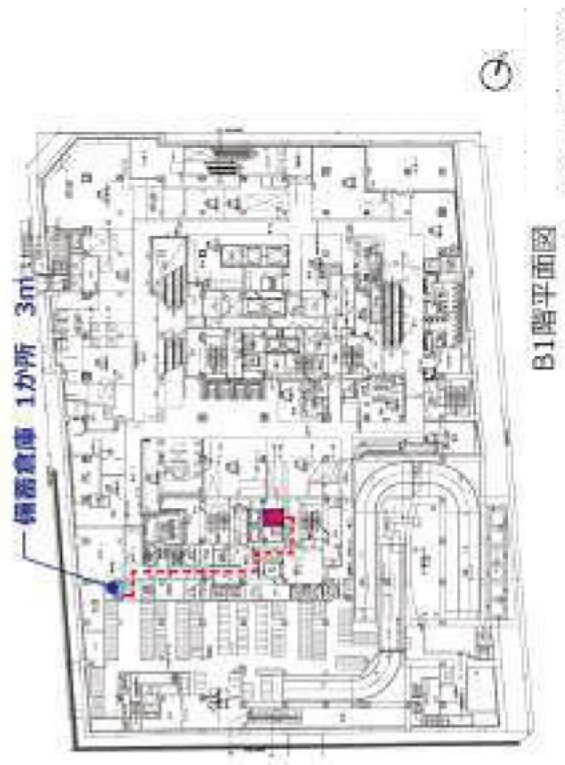
甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号
西日本鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 林田 浩一

■一時滞在施設配置図 ■帰宅困難者用備蓄品の倉庫配置図



備蓄倉庫 4か所
合計96㎡



※B1階の倉庫はB3階に備蓄品が収まらない場合の使用



■ 停電時可動EV
EVから倉庫までの動線

■ 停電時可動EV
EVから一時滞在施設までの動線

災害時における施設等の提供協力に関する協定（博多駅地下街）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社朝日新聞社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅中央街4号5号「博多駅地下街」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 地下1階（約403㎡）最大受け入れ人数200名
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) ごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (3) トイレの利用について、隣接する施設と調整を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費は、乙が負担する。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず

らず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(定期的な訓練)

第 12 条 乙は、少なくとも 1 年に 1 回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 13 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第 15 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第 16 条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 17 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 18 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 18 号
株式会社朝日新聞社
不動産業務室長 中上 貴博

126

災害時における施設等の利用協力に関する協定（福岡市民ホール）

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社福岡カルチャーベース（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設等の利用協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙が管理する施設（福岡市中央区天神5丁目2番2号「福岡市民ホール」）のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として利用することに合意する。

- （1） 大ホール（約2000席） 最大受入人数 500名
大ホールホワイエ1・2・3（約850㎡） 最大受入人数 425名
中ホール（約800席） 最大受入人数 200名
中ホールホワイエ1・2（約600㎡） 最大受入人数 300名
小ホール（約150㎡） 最大受入人数 75名
リハーサル室（約250㎡） 最大受入人数 120名
2階エントランスホール3・4（約980㎡） 最大受入人数 490名

（2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 甲は、前項の合意に基づき一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れ

ることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、甲は次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、甲が調達する物資等を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(開設及び運営)

第7条 乙は、災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは、乙の施設管理に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 災害発生時における一時滞在施設の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお具体的な協力内容については別途定めることとする。

(受入の解除)

第8条 甲及び乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費については、甲が負担する。ただし、乙の通常業務（福岡市民ホールの維持管理・運営業務）の体制の範囲で協力した際の人件費等の経費については、乙の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い帰宅困難者の受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、甲に報告のうえで乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。

る。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合や、災害により生じた損害等については「福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業」の事業契約書（以下、事業契約書）、入札説明書等に基づき甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。

（損害補償）

第 11 条 甲は、第 6 条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第 6 条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄物資の保管）

第 12 条 甲は、災害発生時の備蓄物資を倉庫に保管し維持管理するものとする。

2 前項の備蓄物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（連絡責任者）

第 13 条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）

第 14 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。ただし、事業契約書で定められる維持管理・運営期間を最長とする。

（地位の承継）

第 15 条 乙は、乙が管理する施設を第三者に移管する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。ただし、事業契約書で定められる維持管理・運営期間内に限る。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第 16 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

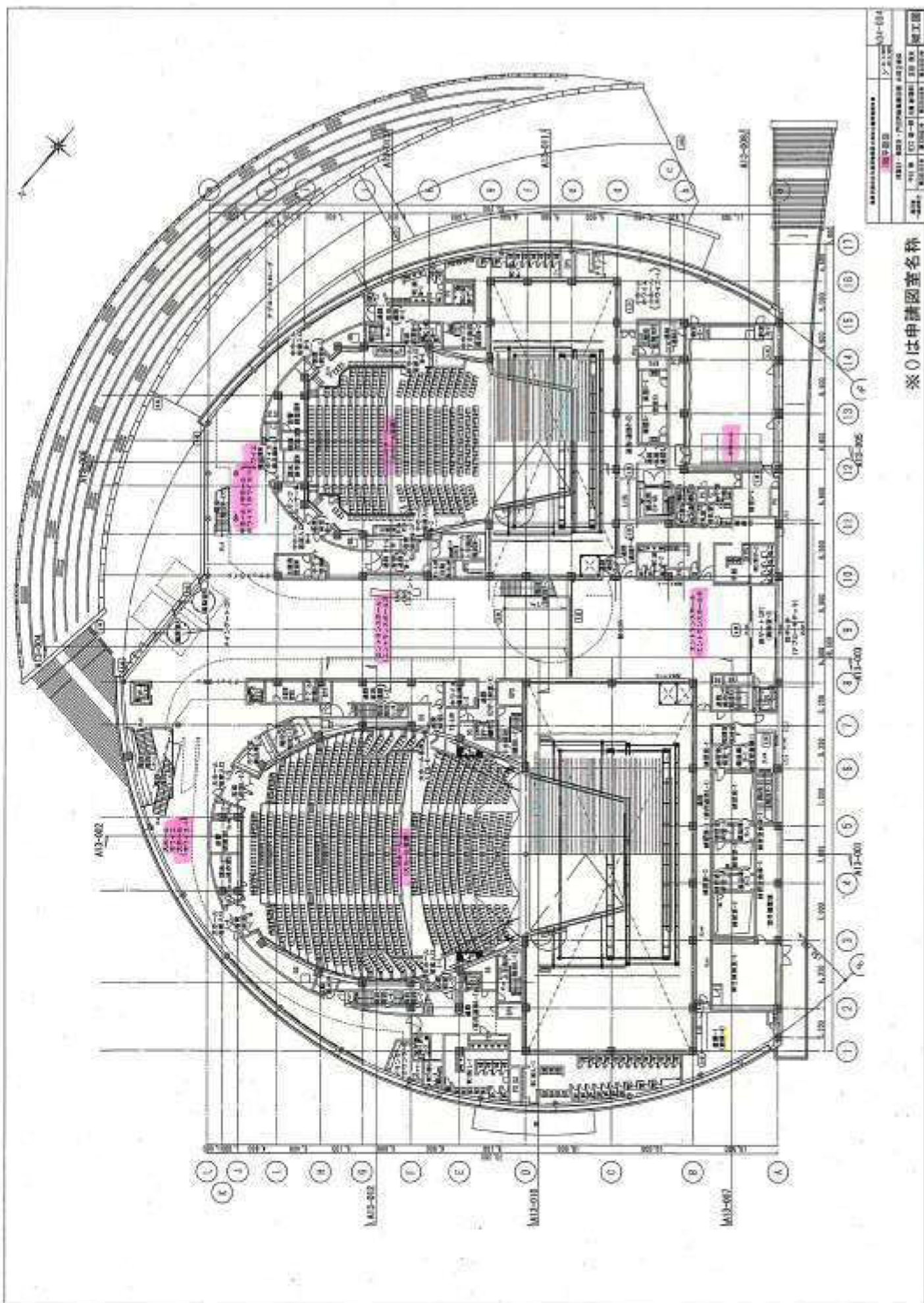
（協定の正本）

第 17 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

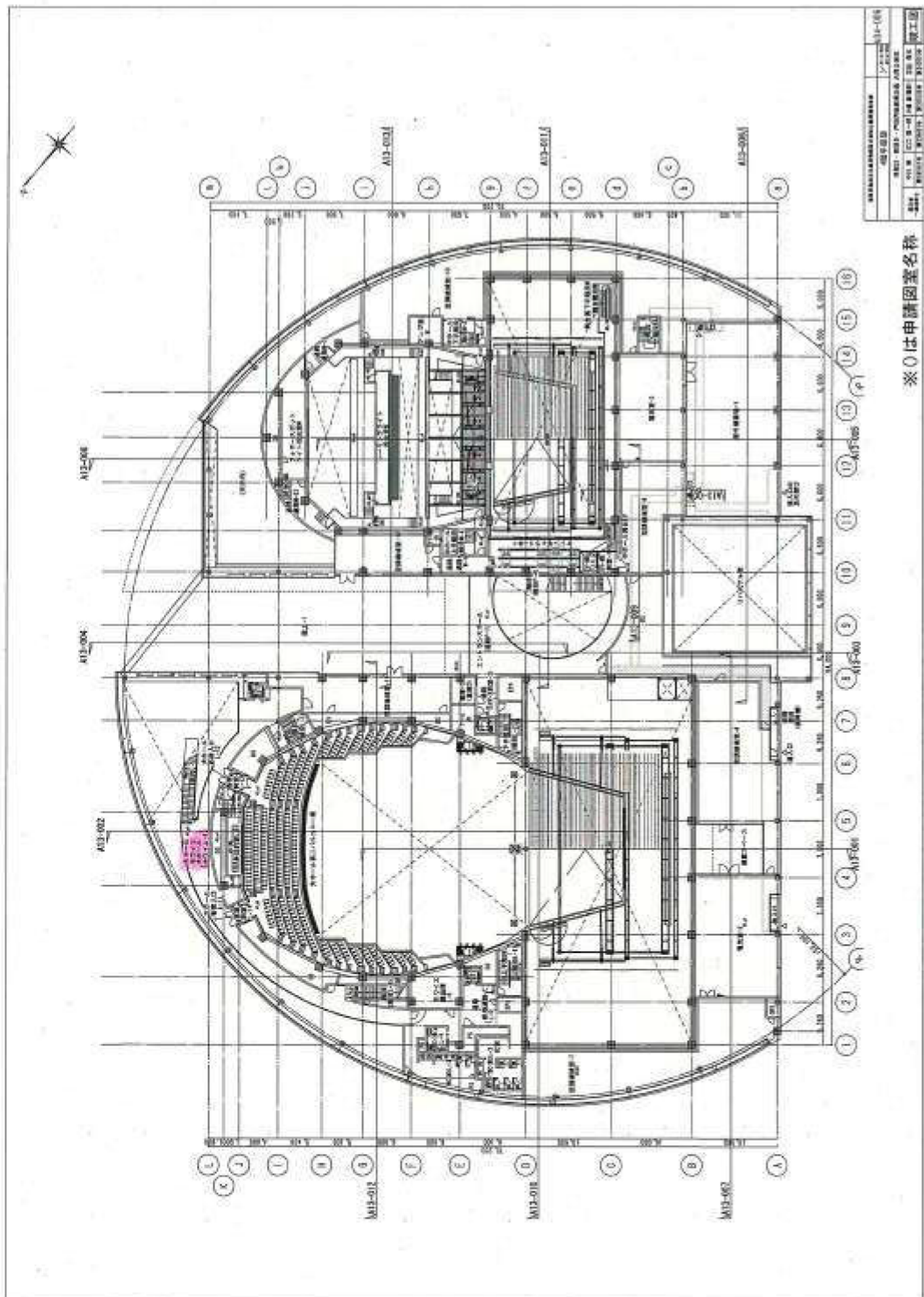
令和 7 年 3 月 28 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区博多駅東二丁目 1 番 23 号
5 階日本管財株式会社内
株式会社福岡カルチャーベース
代表取締役 森本 和彦



※0は申請図書名称



※0は申請図書名称

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び株式会社えんホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）の支援をするために必要となる災害時帰宅支援ステーションの設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は次のとおりとする。

所在地 福岡市南区大橋一丁目3番3号

施設名 OHASHI HILL

（支援の内容）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。

乙は、施設内の安全性を十分に確認した上で、交通が途絶し復旧するまでの間、支援を実施するものとする。

- （1） 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、一時的な休憩所として必要な空間、水道水及びトイレを提供すること。
 - （2） 乙の施設において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の災害に関する情報等を提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。なお、甲から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 第2条に規定する乙の施設は「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲及び乙が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図るものとする。

- 2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを施設の入口等、利用者の見やすい位置に常時掲出する。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(協定の破棄)

第8条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲又は乙のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の2者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市博多区住吉三丁目12番1号 えん博多ビル
株式会社えんホールディングス
代表取締役 原田 透

災害時における施設等の提供協力に関する協定（ヒューリックスクエア福岡天神）

福岡市（以下「甲」という。）とヒューリック株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神二丁目8番49号「ヒューリックスクエア福岡天神」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 19階ホテルロビー/ラウンジ（約120㎡）最大受け入れ人数54名
 - （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者の受入を行う区域について一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する水、非常食、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 492L (1500mL ボトル×328 本)
- (2) 非常食 486 食 (54 人×3 回/日×3 日分)
- (3) 毛布 54 人分 (カロンエコ毛布)
- (4) 敷物 (ビニールシート等)

- 3 前項の各号に掲げる物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第19条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

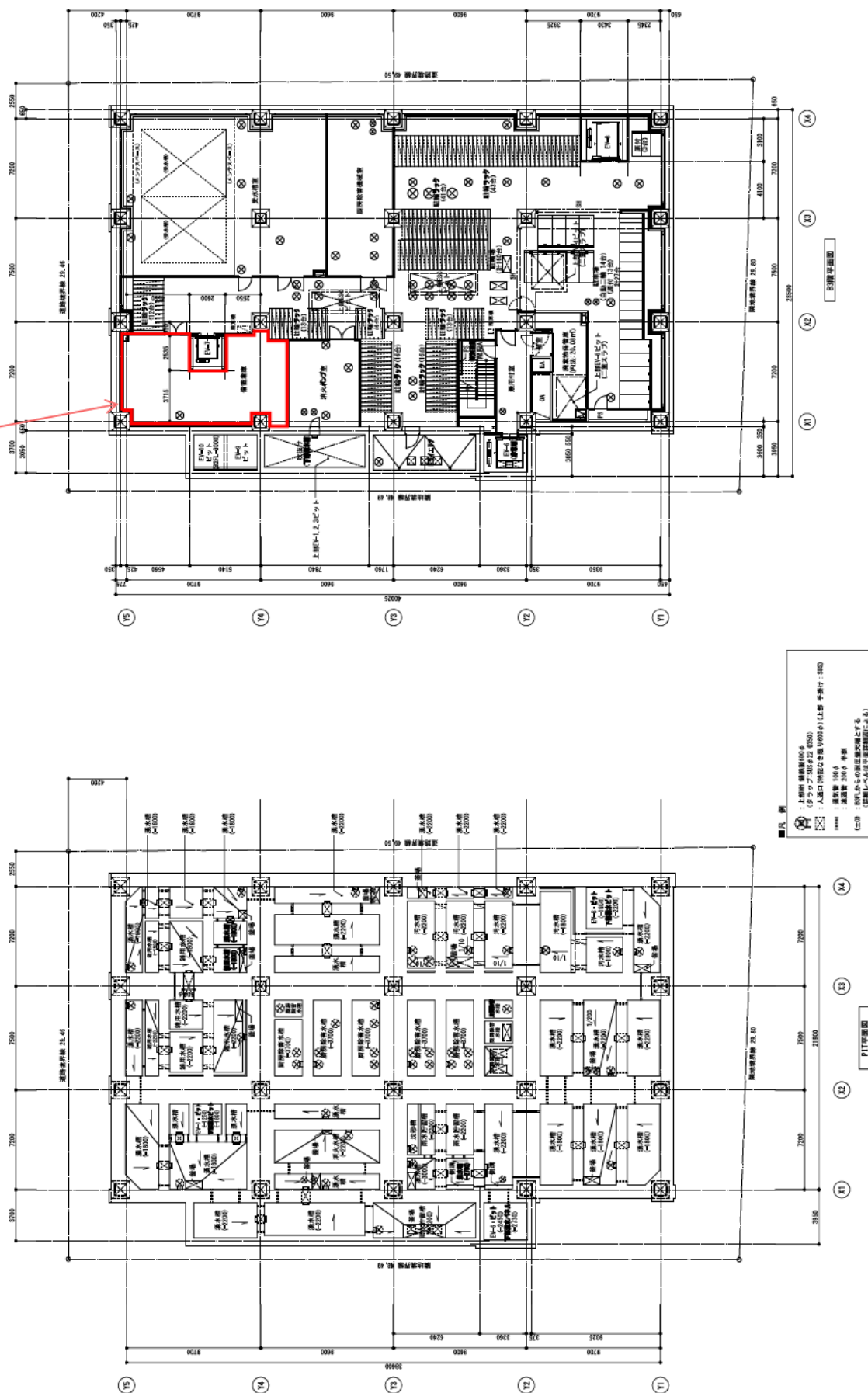
令和 7 年 4 月 24 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都中央区日本橋大伝馬町 7 番 3 号
ヒューリック株式会社
代表取締役社長 前田 隆也



地下3階 防災備蓄倉庫 約70m²



設計	2021.04.01
監理	2021.04.01
計画	2021.04.01
設計	2021.04.01
計画	2021.04.01
設計	2021.04.01
計画	2021.04.01

計画年度	2021.04.01
計画年度	2021.04.01
計画年度	2021.04.01
計画年度	2021.04.01
計画年度	2021.04.01
計画年度	2021.04.01

設計番号 01-3467-400

(仮称) ヒューリック
相模ビル設計計画

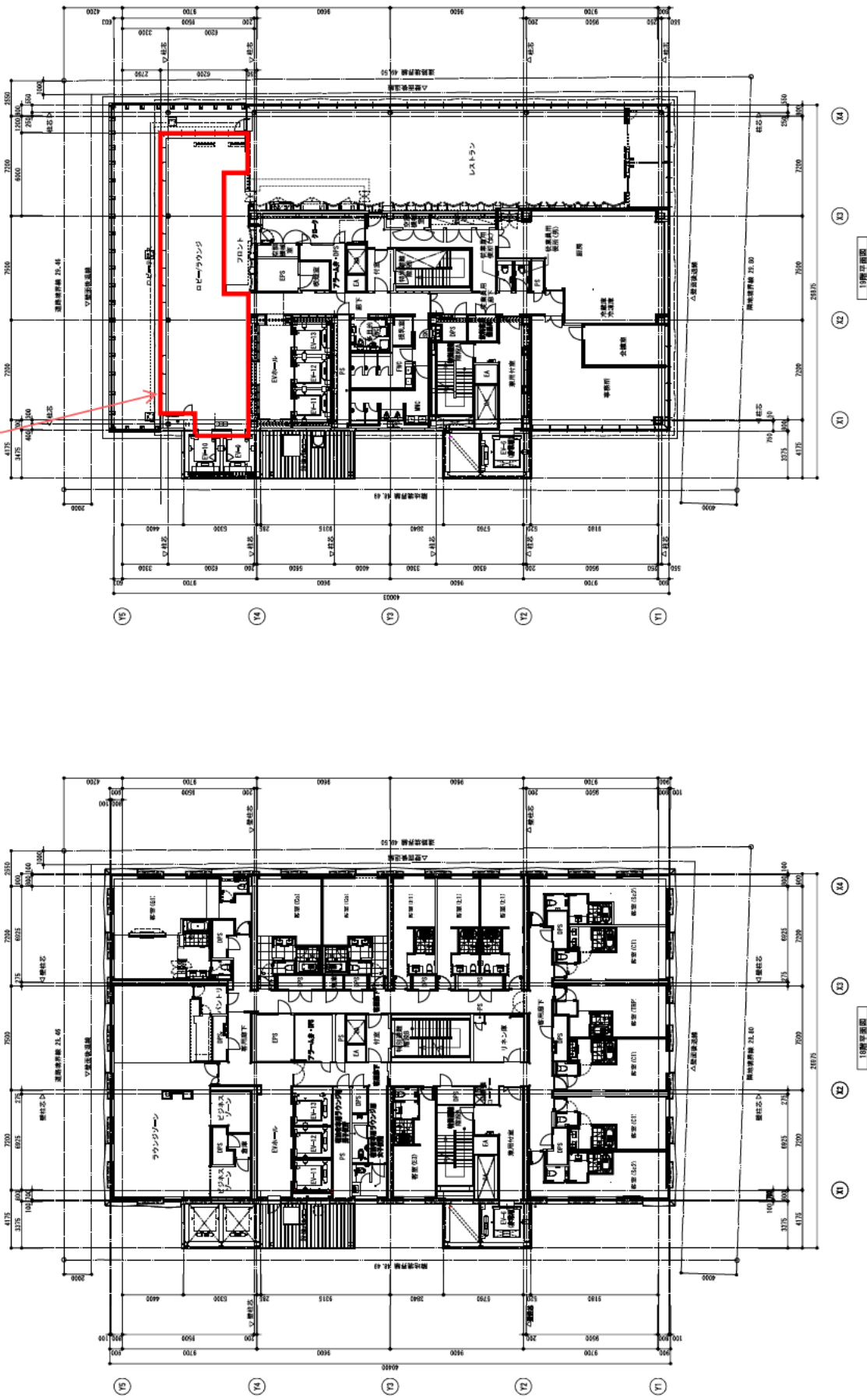
【申請図】
発行日
計画名

18・19階平面図

縮尺 A1:1/160, A3:1/200

A-07

19階 帰宅困難者一時滞在施設 約120㎡



災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神ブリッククロス）

福岡市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社及び積水ハウス株式会社（以下2社を総称して「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市中央区天神一丁目14番18号「天神ブリッククロス」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 北棟2階オフィスロビー（約260㎡）最大受け入れ人数130名
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(協力内容)

第6条 乙が、第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の帰宅困難者の受け入を行った場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第3条第1項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した

者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（備蓄）

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を北棟3階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

（1）水 585L（500mL ボトル×1,170本）※一人あたり1日 1.5L×3日分

（2）非常食 1,170食（130人×3回/日×3日分）

（3）毛布 130人分

- 3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

（定期的な訓練）

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

（支援）

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第15条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

（有効期限と見直し）

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（地位の承継）

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の正本）

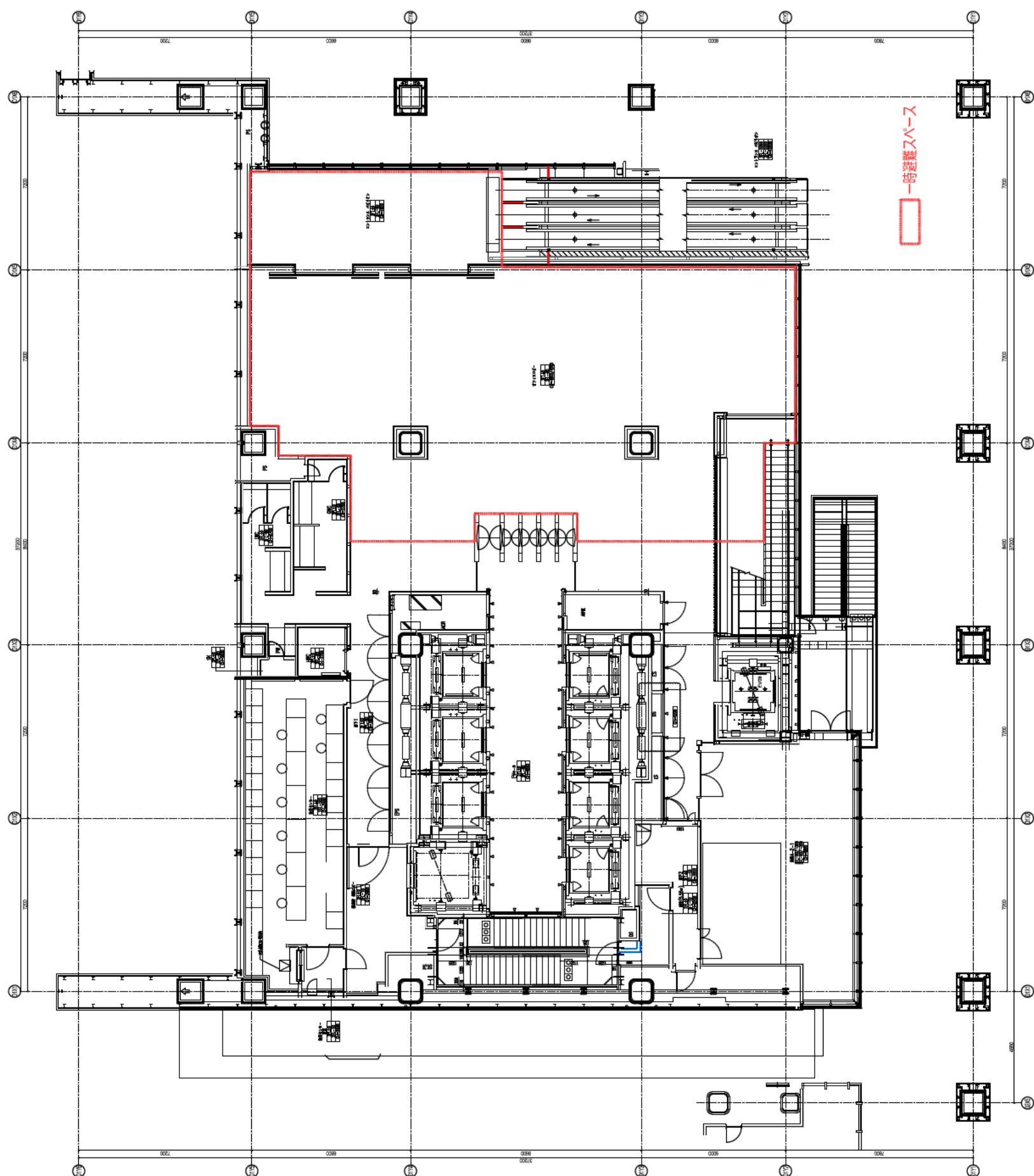
第19条 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
日本生命保険相互会社
不動産部部長 太田 年昭

福岡市中央区天神一丁目15番16号
積水ハウス株式会社
福岡マンション事業部 事業部長
吉居 豊充



災害時における施設等の提供協力に関する協定（天神住友生命 FJ ビジネスセンター）

福岡市（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社及び福岡地所株式会社（以下 2 社を総称して「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、第 4 条及び第 5 条に定める手続に従い、乙の所有する施設（福岡市中央区天神二丁目 8 番 35 号「天神住友生命 FJ ビジネスセンター」）のうち各号に定める施設について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 2 階オフィスエントランス（約 200 m²）最大受け入れ人数 95 名（別図に定める区域）
 - （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第 1 項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、一時滞在施設内の安全点検を実施の上、一時滞在施設等の安全状況、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として 3 日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い帰宅困難者を受け入れた場合は、最大受け入れ人数95名を上限として、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第3条第1項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、第12条に定める乙が備蓄する水、非常食、毛布等を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 第5条第4項に定める受入期間を経過したとき
- (2) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (3) 乙の所有する施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (5) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 一時滞在施設の使用料は無償とし、一時滞在施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が乙の所有する施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、費用負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第 11 条 甲は、第 6 条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第 6 条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第 12 条 乙は、災害発生時の備蓄物資を 2 階倉庫（以下「防災備蓄倉庫」といい、位置は別紙図面に示すとおり。）に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

(1) 水 855L（500ml ボトル 1,710 本）※一人あたり 1 日 3L×3 日分

(2) 非常食 855 食（95 人×3 回/日×3 日分）

(3) 毛布 95 人分

3 乙が防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第 13 条 乙は、少なくとも 1 年に 1 回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 14 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 15 条 甲と乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡責任者を定め、書面により通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第 16 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第 17 条 乙は、乙が所有する施設（福岡市中央区天神二丁目 8 番 35 号 「天神住友生命 FJ ビジネスセンター」）を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙

協議の上定める。

(協定の正本)

第 19 条 この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 30 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪市中心区城見一丁目 4 番 35 号
住友生命保険相互会社
代表執行役 橋本 雅博

福岡市博多区住吉一丁目 2 番 25 号
福岡地所株式会社
代表取締役 榎本 一郎

災害時における施設等の提供協力に関する協定（中央日土地博多駅前ビル）

福岡市（以下「甲」という。）と中央日本土地建物株式会社（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前三丁目4番1号「中央日土地博多駅前ビル」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階エントランスホール（約59㎡）最大受け入れ人数29名
 - （2） 2階ラウンジ（約58.5㎡）最大受け入れ人数29名
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の帰宅困難者の受入を行った場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第3条第1項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等及び携帯電話等の充電に必要な電源を提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運営が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を13階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 174L (500mL ボトル×348 本) ※一人あたり 1 日 3 L
- (2) 非常食 522 食 (58 人×3 回/日×3 日分)
- (3) 毛布 58 人分 ((例) アルミブランケット)
- (4) 携帯トイレ (便袋) 580 セット (58 人×5 回/日×2 日分)
- (5) 敷物 (ビニールシート等)

- 3 乙が 13 階防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

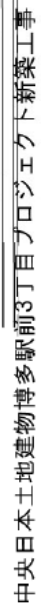
(協定の正本)

第 19 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 30 日

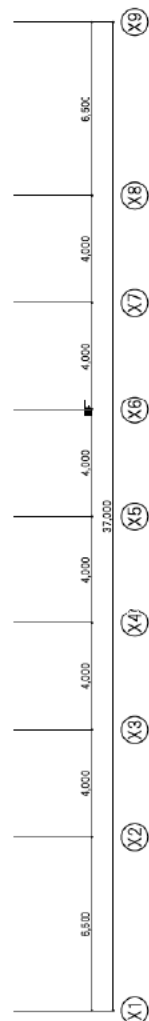
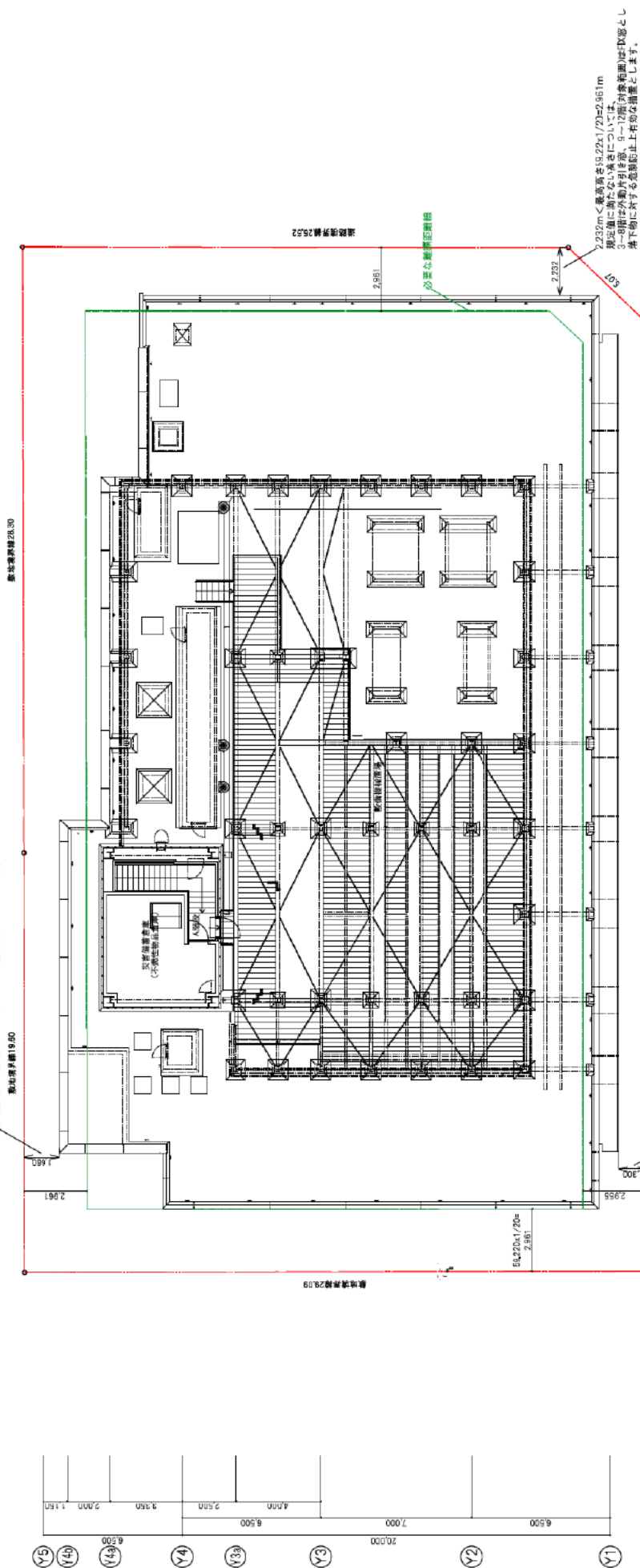
甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区霞が関一丁目 4 番 1 号
中央日本土地建物株式会社
取締役社長 三宅 潔





2階平面図 S=1:200



中央日本土地建物博多駅前3丁目プロジェクト新築工事

災害時における施設等の提供協力に関する協定 (NEWNO・ザイマックス博多駅前)

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社SMB C信託銀行（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前四丁目2番1号「NEWNO・ザイマックス博多駅前」）のうち別図に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階エントランス（約31.05㎡） 最大受け入れ人数10名
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として1日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の帰宅困難者の受入を行った場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第3条第1項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、水道水、トイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、第12条第2項各号に定める物資を提供すること。
- (4) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (6) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (7) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項を行うこと。

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン（福岡市）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 施設の使用料は無償とし、施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条第2項各号に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条第2項各号に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(施設等の損害時等の対応)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲は、第6条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、その

損害を補償する。

- 2 乙が第6条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第12条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下1階倉庫に保管するものとする。

- 2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 毛布10人分

- (2) ワンタッチシェード10人分

- 3 乙が地下1階倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第13条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第14条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

- 2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第16条 この協定の有効期限は締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第17条 乙は、乙が所有する施設を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

- 2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文書にて甲に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による権利・義務の承継を拒む場合は、乙は、遅滞なく文書にて本協定解消の旨を甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第18条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第19条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 1 月 30 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
株式会社 S M B C 信託銀行
代表取締役 吉岡 史人

赤柁 : $5.75\text{m} \times 5.4\text{m} = 31.05 \text{ m}^2$



災害時における施設等の提供協力に関する協定（西日本シティビル）

福岡市（以下「甲」という。）と特定目的会社 Walk（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設等の提供協力に関し、次のとおり協定（以下「この協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等の発生時に、帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2） 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3） 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の所有する施設（福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号「西日本シティビル」）のうち各号に定める施設について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- （1） 1階オフィスエントランス（約90㎡）最大受け入れ人数45名（別図に定める区域）
 - （2） 地下2階ホール（約200㎡）最大受け入れ人数100名（別図に定める区域）
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等
- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。
- 3 第1項に定める施設の提供については、乙が定める供用開始日以降とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

- 第5条 乙は、前条の要請があった場合には、一時滞在施設内の安全点検を実施の上、一時滞在施設等の安全状況、インフラの復旧状況、利用状況及び利用予定等を考慮し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。
- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の帰宅困難者の受入を行った場合は、最大受け入れ人数145名を上限として、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第3条第1項の区域を一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、地下2階のトイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、第12条に定める乙が備蓄する水、非常食、毛布等を提供すること。
- (4) 一時避難施設に携帯電話を充電可能なコンセントを設置し、必要に応じて充電器を提供すること。
- (5) 一時避難施設に法令上の非常用電源設備に加え、照明設備を72時間供給できる計画とすること。
- (6) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (7) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (8) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (9) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の運営ガイドライン(福岡市)」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の所有する施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運営が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 一時滞在施設の使用料は無償とし、一時滞在施設の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第12条に規定する備蓄にかかる経費は、乙が負担する。ただし、甲からの要請に基づき、第12条に規定する備蓄を提供した場合の補充に要する経費については、甲の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係

る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲、乙が協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等については、この限りではない。

(災害補償)

第 11 条 甲は、第 6 条各号に掲げる支援に関する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）の規定に基づき、その損害を補償する。

2 乙が第 6 条各号に掲げる協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず帰宅困難者に発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(備蓄)

第 12 条 乙は、災害発生時の備蓄物資を地下 3 階防災備蓄倉庫に保管するものとする。

2 前項の規定により備蓄する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は消費期限切れとなる前に計画的に補充、入替を行う。

- (1) 水 1,305L (500mL ボトル×2,610 本) ※一人あたり 1 日 3L×3 日分
- (2) 非常食 1,305 食 (145 人×3 回/日×3 日分)
- (3) 毛布 145 人分

3 乙が地下 3 階防災備蓄倉庫に備蓄する物資は、帰宅困難者が使用するものとする。

(定期的な訓練)

第 13 条 乙は、少なくとも 1 年に 1 回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第 14 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第 15 条 甲、乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う責任者を予め指定し、本協定締結後速やかにそれぞれ通知する。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に書面で通知する。

(有効期限と見直し)

第 16 条 この協定の有効期限は締結の日から 1 年を経過する日までとし、有効期限の 1 か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(地位の承継)

第 17 条 乙は、乙が所有する施設（福岡市博多区博多駅前三丁目 1 番 1 号「西日本シティビル」）を第三者に譲渡する場合は、乙の責任により、この協定に基づく乙の一切の権利・義務を当該第三者に承継させるものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅滞なく文

書にて甲に通知するものとする。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

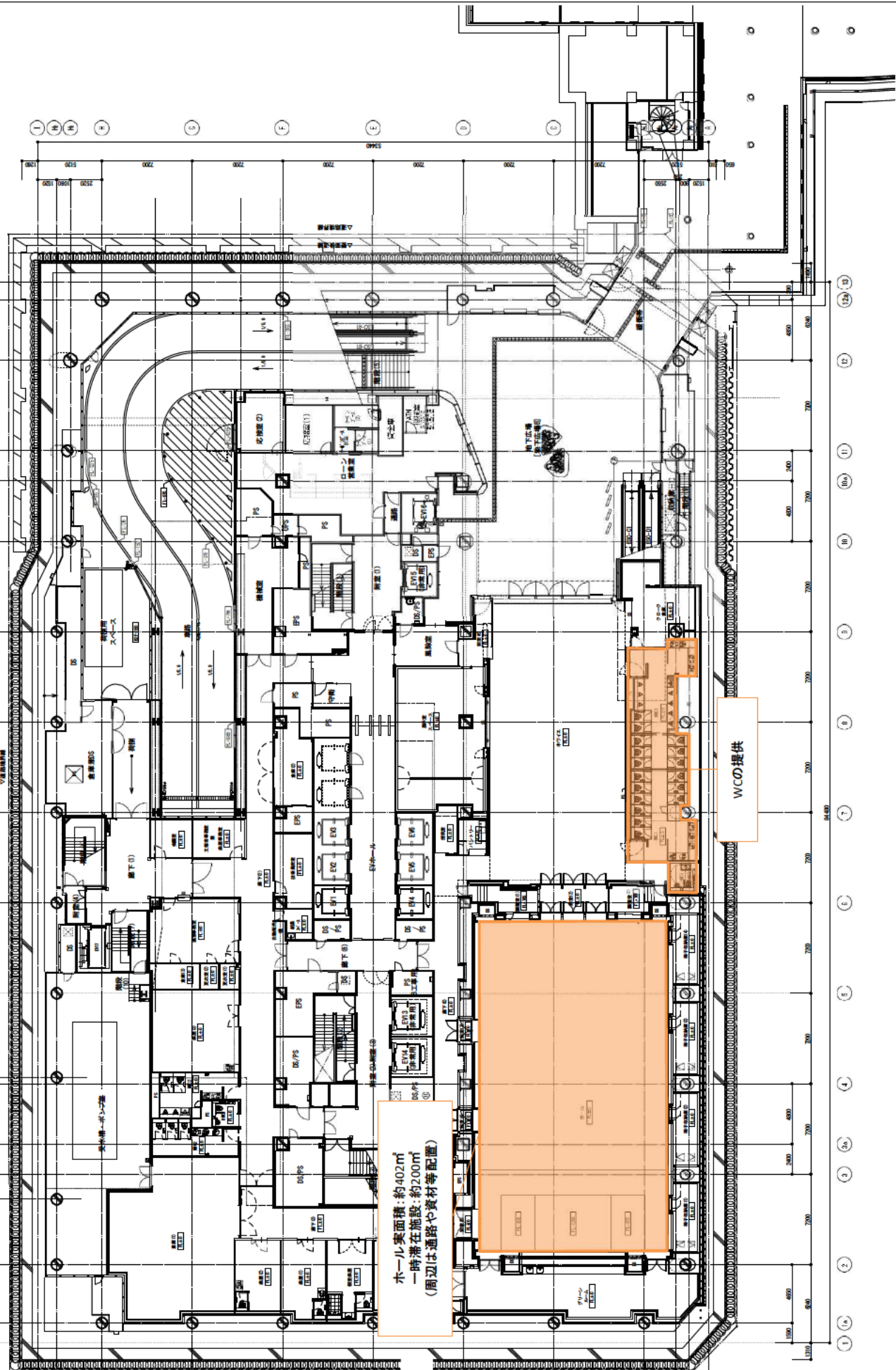
第 19 条 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高島 宗一郎

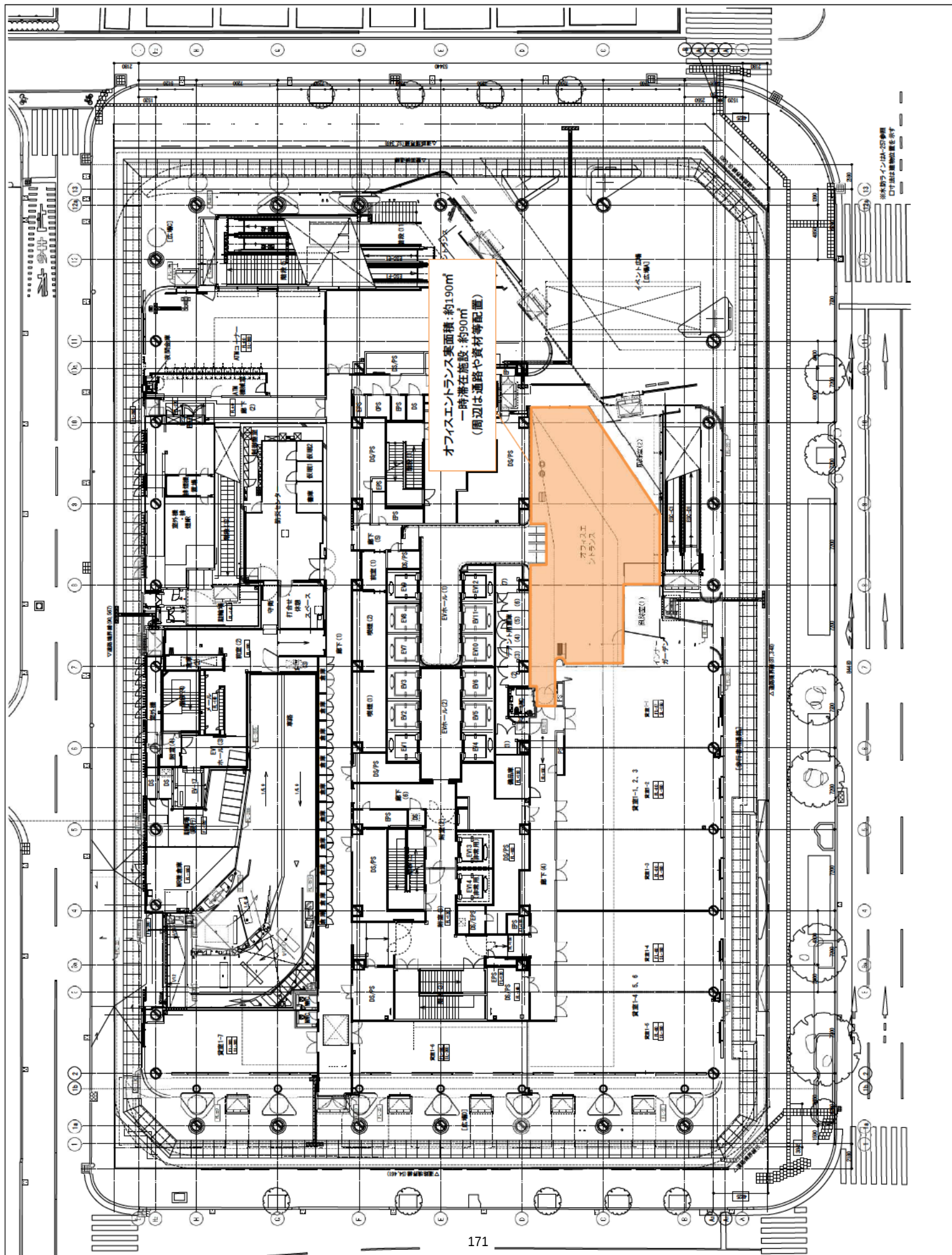
乙 福岡市博多区祇園町 8 番 13 号
特定目的会社 Walk
取締役 栗国 正樹





ホール実面積: 約402㎡
一時滞在施設: 約200㎡
(周辺は通路や資材等配置)

WCの提供



災害時における帰宅困難者支援等に関する協定書
(福岡県石油商業組合, 福岡県石油協同組合, 福岡市危険物安全協会)

福岡市（以下「甲」という。）、福岡県石油商業組合（以下「乙」という。）、福岡県石油協同組合（以下「丙」という。）及び（社）福岡市危険物安全協会（以下「丁」という。）は災害時における帰宅困難者支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡市域内で地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、交通が途絶し、容易に帰宅することができない者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）の支援及び緊急車両に燃料を優先的に供給することにより、災害時における迅速かつ円滑な救援活動を支援するため必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は、災害時において、乙、丙及び丁に対し次の事項について支援を要請することができるものとする。

- (1) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等のマスメディアで知り得た通行可能な道路や近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。
- (3) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、帰宅困難者に対し、簡易な応急手当を行うほか、必要に応じて休憩場所の提供や救急要請を行うこと。ただし、応急手当を行う場合は、帰宅困難者の要請又は同意のある時に限る。
- (4) 乙、丙及び丁の組合員の給油所において、甲に所属する緊急車両及び甲が要請した車両に対し、優先的に燃料を供給すること。

(支援の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し支援を行うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲から乙、丙及び丁に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙、丙及び丁は、甲の要請を待たず支援を実施することができる。

(災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出)

第4条 前条に規定する給油所は、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙、丙及び丁が協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

- 2 乙、丙は「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを給油所の入口等、利用者の見やすい位置に掲出する。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。なお、緊急車両への燃料の供給については、供給を受けた甲が、後日実費で支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲、乙、丙及び丁のいずれかから特段の意思表示がない限り更新されたものとする。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の4者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年 8月 1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 山 崎 広太郎

乙 福岡市博多区下呉服町一丁目15番
福岡県石油商業組合
理 事 長 出 光 芳 秀

丙 福岡市博多区下呉服町一丁目15番
福岡県石油協同組合
理 事 長 出 光 芳 秀

丁 福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号
(社)福岡市危険物安全協会
会 長 陶 久 亨